

平成16年第5回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成16年12月1日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成16年12月1日（水）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告
- 第 6 議案の上程・提案理由の説明（議案第123号～議案第173号）
- 第 7 議案に対する質疑
- 第 8 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（57名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	15番	小田純一君
16番	末武栄子君	17番	小杉邦男君
18番	池田寅一君	19番	大桃一浩君
20番	中川隆一君	22番	岩崎隆寿君
23番	高野庄嗣君	24番	羽入高行君
25番	中村良夫君	26番	石塚一雄君
27番	若林直樹君	28番	田中文夫君
29番	金子健治君	30番	村川四郎君
31番	高野正道君	32番	名畑清一君
34番	金山教勇君	35番	臼木善祥君
36番	渡邊庚二君	37番	佐藤孝君
38番	金光英晴君	39番	葛西博之君

40番	猪股文彦君	41番	川上龍一君
42番	本間千佳子君	43番	大場慶親君
44番	金子克己君	45番	本間武雄君
46番	根岸勇雄君	47番	牧野秀夫君
48番	近藤和義君	49番	熊谷実君
50番	本間勇作君	51番	祝優雄君
52番	兵庫稔君	53番	梅澤雅廣君
54番	竹内道廣君	55番	渡部幹雄君
56番	大澤祐治郎君	57番	肥田利夫君
58番	加賀博昭君	59番	岩野一則君
60番	浜口鶴藏君		

欠席議員（3名）

14番	大谷清行君	21番	加藤真君
33番	志和正敏君		

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	助役	大竹幸一君
総務課長	親松東一君	市民課長	清水紀治君
企画情報課長	齋藤英夫君	建設課長	佐藤一富君
水道課長	植野研一君	農林水産課長	斉藤博君
観光商工課長	斎藤正君	財政課長	浅井賀康君
社会福祉課長	熊谷英男君	環境保健課長	仲川正昭君
医療課長	木村和彦君	会計課長	粕谷達男君
農業委員会事務局長	渡辺兵三郎君	教育委員会学校教育課長	古田英明君
教育委員会生涯学習課長	松田芳正君	教育委員長	豊原久夫君
教育長	石瀬佳弘君	選挙管理委員会委員長	林千隆君
選挙管理委員会事務局長	仲川敏明君	消防長	加藤侑作君
両津支所長	佐々木文昭君	相川支所長	大平三夫君

佐和田 支所長	中川義弘君	新穂支所長	末武正義君
畑野支所長	宇治秀三郎君	真野支所長	逸見政義君
小木支所長	菊地賢一君	羽茂支所長	青木典茂君
赤泊支所長	中川逸郎君	代 監 査 委 員	清水一次君

事務局職員出席者

事務局長	佐々木均君	事務局次長	山田富巳夫君
議事係長	中川雅史君	議事係	松塚洋樹君

午前10時00分 開会・開議

○議長（浜口鶴蔵君） おはようございます。ただいまの出席議員57名。定足数に達しておりますので、平成16年第5回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浜口鶴蔵君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、5番、臼杵克身君、55番、渡部幹雄君を指名いたします。

日程第2 会期日程の決定

○議長（浜口鶴蔵君） 会期及び日程の決定を議題とします。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 猪股文彦君登壇〕

○議会運営委員長（猪股文彦君） 昨日の議運で決まりましたことをご報告申し上げます。

会期日程について、本日12月1日、本会議。会議録署名議員の指名、会期日程の決定、諸般の報告、行政報告、議案の上程・提案理由の説明、議案に対する質疑、議案の委員会付託を行います。

2日、委員会。特別委員会、決算委員会と広報委員会を行います。午後、各派代表者会議。

3日金曜日、特別委員会。午前、決算委員会、午後、観光と空港の特別委員会を行います。

6日から10日まで、月曜日から金曜日まで一般質問。4人ずつ20人。

13日月曜日、委員会。新市建設の特別委員会を行います。

14日火曜日、常任委員会の審査。

15日水曜日、常任委員会の審査。

16日木曜日、常任委員会の審査を行います。

17日金曜日、議会運営委員会を行った後、本会議。追加議案の上程・提案理由の説明、議案に対する質疑、議案の委員会付託。本会議終了後、直ちに委員会審査を行います。

20日月曜日、委員会。午前、行財政の特別委員会。午後、各派代表者会議。

21日火曜日、委員会審査。採決等のまとめを行います。委員会審査終了後、広報特別委員会。

22日水曜日、議員全員協議会、議会運営委員会。15時をめぐりに委員長報告配付、委員長質疑の受け付け。

24日、最終日、金曜日、本会議。委員会審査報告、質疑、討論、採決、人事案件上程を予定されており、採決を行います。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 日程について私はとやかく言うつもりはないのですが、現在机の上に質疑通告書と

というのが配付されておる。これで見ると、受け付けているのが10月の4日である。そこで、一体このようなルールというのはどこにおいて定められたのか。はたまた皆さんのところもありますか。ありますか、ないですか。ないね。ないとすれば、これ別のものだらうと私は思いますが、少なくとも質疑に対する通告というのを出さなければならぬということは、どこかでこれは決められておるのですか。委員長報告に対する質問は通告制です。しかし、質疑に対する通告書というのを出さなければならぬというのは、どこかで決めて徹底されたものでしょうか。私ที่ไม่知らないのかもわかりませんので、ちょっとお聞きしておきます。これは、場合によって議会事務局か、あるいは議長においての答弁になるのかもわかりません。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○議会運営委員長（猪股文彦君） 私どものところは、議運としてそういうものを配付したことはありません。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ということでございますから、了解をしておきます。そういう部分はないということでは私は申し上げておきます。

それから、もう一つ、これは事務局に言いたいのですが、私は一々ここへ来て質問をしなければならない。これ引っ張っても後ろへ来ない。君の質問は厳しいから、なるたけせぬようにと言って、マイクの方を前へ出しておるのだけれども、これはやっぱりここまで線を引いてもらわぬと。これを引っ張っても来ないのです。

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りします。本定例会の会期及び日程は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、会期及び日程は猪股議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（浜口鶴蔵君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりです。朗読は省略いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 議事進行でお願いをいたしたいのですが、昨日議会事務局にもお伺いをいたしましたのですが、県に上告をしていた違反行為についての選挙の結果が出ておると、こう聞いておるのですが、きょう本来ですと冒頭からもしそうであるなら議長の方から議会の皆さんにご案内あって、私は親切心があるのではなかろうかなと、こう思っておるのですけれども、今日はひな壇にも選管の事務局長も、あるいは選管長もお見えのようですが、その経緯、どうなったのか。ちまたでの話はいろいろありますけれども、本日議会に入る前にそれが結論がなかったのかあったのかつまびらかにした方がすんなり気持ちの上

で入っていけるような気がいたしますので、老婆心ながら議事進行という格好でお願いをいたしましたのですが、議長職にはそういった報告、事務局にはそういった報告は上がっていないのですか。お願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

この件につきましては、私のところには細部にわたっての話は来ておりません。しかし、議会運営委員会等でもこの点については議論されておりませんし、いずれかの機会にこの点については全員協議会等でもお話をするなり、別の機会等で執行部からお話をさせていただく機会があろうかと思っておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（浜口鶴蔵君） 市長の行政報告を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。それでは、議長のお許し得まして、行政報告を申し上げます。

平成16年第5回市議会定例会に当たりまして、平成16年第4回市議会定例会以降の経過についてご説明申し上げます。

まず初めに、海洋深層水関係についてご報告申し上げます。平成16年11月6日に新潟県佐渡海洋深層水株式会社が多田地内で工場の建設に着手をしました。この工場は、海洋深層水を利用して商品を製造するという施設でございます。市では11月9日、この工場に海洋深層水を供給するパイプライン布設工場を発注いたし、株式会社本間組が受注しております。

次に、新潟県中越大震災風評被害対策についてご報告申し上げます。10月23日に発生しました新潟県中越大震災は、各地に大きな被害をもたらしました。現在も各方面から救援活動が続いており、被災者の皆様のご健康と被災地の一日も早い復興をお祈りするものでございます。

当佐渡市においては、幸い地震による直接の被害は少なかったのですが、地震に関連した風評による旅行者のキャンセル、これが相次ぎまして、観光関係の事業が多大な損失をこうむりました。佐渡市では、この風評対策とキャンセルの歯どめのため、県の佐渡地域振興局、佐渡観光協会、佐渡汽船、新潟交通佐渡などと協力しまして、11月9日から11日までの2泊3日の日程で首都圏のほか地震による影響が比較的少ないルートの山形、福島、宮城、富山、石川の5県の旅行あっせん業者を6班編成、15名のスタッフで誘客PR訪問を行いました。訪問先では、可能な限り送客をしていただくという力強いお言葉をいただいたわけではありますが、このことはテレビ、新聞等でも取り上げ、一定の効果があつたのではないかと考えております。

次に、市職員の防災訓練についてご報告申し上げます。ことしは、新潟地震から40年の節目の年でございますが、さきの新潟県の中越大震災や集中豪雨による水害、台風15号に始まる風浪被害など、大規模な災害が発生しております。このような状況を踏まえ、佐渡市職員の防災意識の高揚と防災体制の強化を図

るための訓練を11月22日の早朝5時から約2時間程度実施いたしました。災害では、初期の段階での対応が大切なことから、招集、初動訓練を主眼に、災害対策本部を立ち上げて被害状況の報告までをシミュレートしたわけでございます。

なお、職員には実施日は特定しないで、11月のいずれかの日に早朝実施するということだけは周知しておきました。想定は、佐渡市の国仲平野を震源として午前4時59分にマグニチュード6.8の地震が発生し、各地域で震度6強を記録したものとして、中越地震並みの被害が発生したという仮定のもとに行ったわけです。震度6強であれば、佐渡市災害対策本部条例では第3次配備となりまして、全職員が態勢につくということになっております。この訓練の対象とした職員は、病院施設等の一部を除いた一般職、消防職員で、午前6時に本庁総務課職員から一斉に本庁各課長、支所の宿直員に訓練の連絡を入れ、緊急連絡網により招集されたもので、参加者は本庁、支所合わせて1,205名でございました。当時は、訓練ということもあって、未明にもかかわらず順調に集合することができましたが、それでも対策本部と各班、地区本部との連絡方法に不都合が生じたりして幾つかの問題点が浮き上がりました。本当の災害時にはとても訓練のようにはいかないわけでございますが、今回を一つの成果として佐渡市の防災組織の整備、防災計画に役立てたいというふうに考えております。来年秋には新潟県、新潟市合同の総合防災訓練も佐渡市で実施される予定になっております。また、今後とも自主訓練を実施し、職員の防災意識の高揚、防災体制の充実、これを図っていききたいというふうに考えております。

次に、南片辺トンネルの開通についてご報告申し上げます。11月25日午前10時半から主要地方道佐渡一周線、南片辺トンネルの開通式を行いました。この道路改良事業は、現道が狭く落石が多いため、市民の暮らしの安全と安心を確保することを目的として、平成12年から新潟県が約61億円の経費をかけて整備を進めてきたものでございます。今後は、安全で円滑な交通ができ、観光など地域の発展に役立つものと期待されております。また、この南片辺トンネルの延長は1,911メートルということで、主要地方道相川佐和田線の中山トンネルの727メートルを抜いて市内で一番長いトンネルになります。

次に、主な建設工事等の発注状況について報告いたします。本年度10月末現在の企業会計分を除く支所を含めた当初契約状況は次のとおりであります。発注総数では557件、84億2,674万円、うち9月議会報告後の執行状況は210件、31億6,177万円となっております。内訳としましては、工事で389件、78億2,166万円、工事関連委託業務で168件、6億508万円でございます。主なものとしましては、農林水産業費関係では漁港関係として上浦漁港（赤泊地区）、これの防波堤工事、白瀬漁港（両津地区）、これの漁業集落環境整備工事、林道関係としましては林道国分線（真野地区）の舗装工事、農道関係としましては、佐和田上矢馳地区農業集落道整備工事、赤泊山田西地区農道整備工事等でございます。土木費関係では、千種西下住宅建設（金井地区）、新穂北方1号線（新穂地区）、二宮245号線（佐和田地区）等の改良工事等でございます。教育費関係では、赤泊小学校体育館改築工事（赤泊地区）、畑野中学校グラウンド改修工事（畑野地区）、真野小学校、西三川小学校、各体育館外壁改修工事（真野地区）等でございます。上下水道関係では、簡易水道改良4期工事（羽茂地区）、小木地区公共下水道污水管渠布設工事、石花簡易水道配水管布設替え工事（相川地区）を始め、各地域において下水道整備工事や簡易水道整備工事が発注されております。その他としましては、デイサービスセンターかんぞう建築工事（両津地区）、小木こどもセンター建設工事（小木地区）などが行われております。また、水道事業会計では相川上水道本接配管施設工事

外30件で2億3,389万7,000円であります。

最後に、火災の発生件数及び救急出動等の状況について、9月1日から10月31日までの間についてご報告申し上げます。まず、火災発生件数ですが、9月に2件、10月に2件で、この2カ月で4件となっております。種類別では、建物火災が2件、その他2件で、損害額は35万6,000円となっております。救急出場件数は、9月234件、10月211件、合わせて445件となっております。種類別では、多いものから急病が276件、一般負傷60件、交通事故45件、転院搬送43件となっております。救出出動件数は9月が2件、10月5件、合わせて7件でございます。種類別では、交通事故7件となっております。

一番最後に、曾我ひとみ家族の問題で、ジェンキンスさんが釈放されましたのはご案内のとおりでございます。来週にも佐渡へ帰ってくるということでございますが、一家が静かに生活できるように皆さん方のご協力をお願いするわけでございますが、非常に多くのメディア人がこれから佐渡へ入り込んで皆さん方にご迷惑かけるとお思います。しかし、しばらくの間お許しいただきたいのでございますが、こういうこと言っただけではなんですが、こういう時期でもございます。できるだけ入ってきていただく方々を我々にとってもある意味での喜んで迎えるべき一つの形ではないかというふうに思っておりますので、皆さん方のご迷惑を重々感じながらも、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上でございます。

日程第5 報告

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、報告第9号 平成15年度畑野町一般会計継続費精算報告書について市長の報告を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、報告第9号でございますが、平成15年度畑野町一般会計継続費精算報告について。

合併前における畑野町の一般会計において継続費を設定しました後山小学校改築事業及び海洋深層水取水施設整備事業が完成しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成15年度畑野町一般会計継続費の精算について市議会に報告するものでございます。よろしくお願ひいたします。

日程第6 議案の上程・提案理由の説明（議案第123号～議案第173号）

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、議案第123号から議案第173号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案のご説明を申し上げます。

議案第123号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）。本案は、平成16年11月1日付にて魚沼市及び南魚沼市が設置されたことに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2の規定により、新潟県市町村総合事務組

合を組織する地方公共団体の数の減少並びに規約の変更を行うことについて専決処分したものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、議案124号でございます。専決処分の承認を求めることについて（平成16年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について）。本案は、平成16年に発生した台風及び新潟県中越地震の影響により、観光客が減少するなどの被害を受けた中小企業者の経営安定を図るため、市が新潟県信用保証協会と特別保証契約を締結し、緊急特別貸し付けの実施による支援をするために、今回債務負担行為並びに予算の補正を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。歳出の内訳は、新潟県信用保証協会保証料補給金2,000万円、中小企業不況緊急特別措置貸付金利子補給金112万5,000円をそれぞれ増額するもので、その充当財源は地方交付税2,112万5,000円となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第125号 平成16年台風15号・16号災害被害者に対する市民税の減免の特例に関する条例の制定について。本案は、台風15号、16号の災害により納税義務者が死亡した場合または生活保護を受けることになった場合、もしくは障害者となった場合や住宅、家財、農作物に損害を受けた納税義務者に対して、その該当する災害の発生時に遡及して市民税の減免を適用するための条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第126号 平成16年台風15号・16号災害被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について。本案は、台風15号、16号の災害により納税義務者が障害者となった場合や、住宅、家財、農作物に損害を受けたとき、その該当する災害の発生時に遡及して国民健康保険税の減免を適用するための条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第127号 佐渡市環境基本条例の制定について。本案は、トキと共生するまちづくりを進めるに当たり、環境の保全及び再生についてその基本理念を定め、並びに市事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び再生に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び再生に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として条例の制定をするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第128号 佐渡市林業振興協議会条例の制定について。本案は、佐渡市の林業の振興を図るため、市長の諮問を受けて佐渡市における林業の振興に関する事項について調査及び審議を目的とした協議会を設置するための条例の制定をするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第129号 佐渡市企業誘致委員会条例の制定について。本案は、雇用機会の確保、地域産業の活性化につながる佐渡市の企業誘致を支援措置も含めて積極的に推進するため、本市の重要な産業の総合的な施策について調査、審議する企業誘致委員会を設置するための条例の制定をするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第130号 佐渡市農業集落排水施設条例の制定について。本案は、平成16年度からの川茂地区農業集落排水事業の施設の事業の実施に当たり、農業集落排水施設の整備、費用負担、料金徴収並びに管理方法について定めるための条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第131号 佐渡市職員の寒冷地手当の支給に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、国が平成16年度人事院勧告により寒冷地手当の支給地域を限定し、また支給額を引き下げ、さらに支給方

法を一括支給から月額支給に改正したことを受け、本市においてもこれに準じて一般職の職員の寒冷地手当に関し、国に準じた条例の制定を行うものであります。その主な改正内容であります。支給廃止地域になることによる経過措置として、平成17年度からの支給方法を月額支給に、また平成18年度では年額4万円を、平成16年度では年額7万円、平成20年度は年額10万円、平成21年度は年額13万円を現行の支給額から減額するもので、平成22年度からはこの手当の支給を廃止する措置を講ずることの条例の制定でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第132号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、簡易水道再編推進事業及び漁業集落環境整備事業等で実施した前浜簡易水道ほか4簡易水道の起債償還額の変更に伴う水道料金（月額）を改定するために条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第133号 相川町デイサービスセンター設置条例の廃止について。本案は、平成11年度に旧相川町が高千、外海府地区の介護サービスの充実を図るために、高千地区に設置したデイサービスセンターの管理運営を佐渡農協に委託してきましたが、このたび佐渡全域にわたって介護福祉事業を展開し、地域と一体となった高齢者、障害者への介護支援体制づくりに取り組むために佐渡農協が新しく社会福祉法人を設立することとなり、当該施設を無償貸与するために設置条例を廃し、普通財産に所管がえするものであります。所管がえを行っても行政目的が変わるものではなく、引き続き介護サービス施設として利用を図っていくものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第134号 相川町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例の廃止について。本案は、平成11年度に旧相川町が高千、外海府地区の介護サービスの充実を図るために、高千地区に設置した在宅介護支援センターの管理運営を佐渡農協に委託してきましたが、このたび佐渡全域にわたって介護福祉事業を展開し、地域と一体となった高齢者、障害者への介護支援体制づくりに取り組むために佐渡農協が新しく社会福祉法人を設立することとなり、当該施設を無償貸与するために設置条例を廃し、普通財産に所管がえするものであります。所管がえを行っても行政目的は変わるものではなく、引き続き介護サービス施設として利用を図っていくものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第135号 いこいの村テニスコートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、海洋深層水利用事業に伴う企業進出に当たり、用地選定をした結果、いこいの村佐渡近隣にある老朽化し、使用頻度の少ない「いこいの村テニスコート」を工場用地の適地と定めたもので、製塩事業等を行う佐渡海洋物産株式会社が当該土地を借り受け、工場の建設用地として借地したい旨の要望があり、条例を廃止し、普通財産に所管がえするものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第136号 佐渡市赤泊集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。本案は、佐渡市赤泊集会施設の設置及び管理に関する条例に規定する9施設のうち、外山地区集会施設について外山集落へ譲与したいので、本条例に規定されている施設から外山地区集会施設を削除する一部改正をし、削除された外山地区集会施設については普通財産へ所管がえをするものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第137号 財産の譲与について。本案は、議案第136号と関連した施設ですが、外山地区集会施設を外山集落（代表者、外山総代）に無償譲与するものであります。本施設は、国営総合土地改良事業の外山

ダム建設に伴い廃止した赤泊村林業者研修センターの補償事業として建築した施設であり、外山集落が管理を行い、地域の集会等に活用してきた経緯があることから、本施設を普通財産に所管がえをした後に外山集落へ譲与するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第138号 財産の取得について。本案は、昭和58年度に農村地域定住促進対策事業で設置した小木多目的広場の用地を取得するものです。小木多目的広場は、地権者6人、面積1万6,476平米で、借地契約により運動広場、駐車場、緑地帯などを備え、広く社会体育に利用しております。また、隣接する小木中学校に専用のグラウンドがないため、中学校の授業にも活用しています。このたび地権者2人、1万585平米の用地売買の合意ができたので、財産の取得をお願いするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第139号 字の名称変更について（金井地区）。本案は、金井地区地域審議会から字名の取り扱いに関する答申があり、その答申どおり字の名称を変更することといたしましたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、変更内容は旧金井町地内の字名のうち北新保を金井新保に変更するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第140号 字の名称変更について（羽茂地区）。本案は、羽茂地区地域審議会からの字名の取り扱いに関する答申があり、その答申どおり字の名称を変更することとしましたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、変更内容は旧羽茂町地内の字名のうち、羽茂本郷を除くすべての字名について羽茂の地名を冠するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第141号 新たに生じた土地の確認について（浦川地内）。本案は、新潟県が道路改良事業により施行した道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工許可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき新たに生じた土地の確認をするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第142号 字の変更について（浦川地内）。本案は、新潟県が道路改良事業により施行した道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工許可を得たので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき字の区域の変更をするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第143号 新たに生じた土地の確認について（歌見地内）。本案は、新潟県が道路改良事業により施行した道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工許可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、新たに生じた土地の確認をするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第144号 字の変更について（歌見地内）。本案は、新潟県が道路改良事業により施行した道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工許可を得たので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき字の区域の変更をするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第145号 字の変更について（新穂村西部地区）。本案は、平成9年度から実施されている県営圃場整備事業（担い手育成型）により施行した新穂村西部地区の工事が完了し、平成17年2月に換地処分を行うこととなりましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき字の区域の変更をしたいので、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第146号 市道路線の認定について（羽二生地内）。本案は、新たに建設された佐渡一周線へ接続する旧道からの取り付け道路を市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定に基づ

き議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第147号 市道路線の認定について（住吉地内）。本案は、新潟県が施行する両津港湾海岸浸食対策事業（住吉ふるさと海岸）により設置される海水浴場等の利便性を高めるため、建設するアクセス道を市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第148号 市道路線の変更について（梅津・加茂歌代地内）。本案は、当該路線を延長し、加茂歌代15号線に接続するため、終点を変更するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第149号 過疎地域自立促進計画の策定について。本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、平成17年度から平成21年度までの5カ年間の市町村過疎計画の策定について議決を求めるものであります。この過疎地域自立促進特別措置法は、平成12年3月に公布され、平成22年3月31日までの10年間の時限立法であります。本計画は、後期5カ年の過疎地域自立促進計画について策定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第150号 平成16年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億3,580万2,000円を追加し、予算総額を547億5,043万9,000円とするものであります。主な内容について申し上げますと、まず平成16年に発生した台風及び新潟県中越大震災の影響により、農作物や観光産業などにおいて多くの被害が発生しておりますが、この緊急財政支援策として農林水産業費の中で1億423万6,000円の予算を計上するものであります。この内訳としましては、平成17年度作付コシヒカリ種子補助金を5,000万円、米集荷円滑化対策補助金で4,088万6,000円、このほか病虫害緊急防除薬剤補助金、果樹園芸支援補助金などで1,335万円の予算計上となっております。また、商工費では「がんばろう新潟佐渡キャンペーン」事業補助金として7,000万円を予算計上し、大規模災害による観光客の減少に対する財政支援措置もあわせて行うものであります。このほか衛生費では病院事業会計への補助金、出資金で9,919万6,000円を追加計上するものであります。また、商工費では県信用保証協会への保証料補給金に3,000万円を、土木費では下水道特別会計への繰出金に2,882万1,000円を追加し、災害復旧費では屋外体育施設の災害復旧事業に5,001万5,000円をそれぞれ計上するものであります。歳出における目的別の主な構成状況は、商工費が1億264万円の増、農林水産業費が1億253万5,000円の増、災害復旧費が5,324万8,000円の増、土木費が4,007万9,000円の増、総務費が1億5,547万9,000円の減、民生費が4,904万6,000円の減となっております。その充当財源として地方交付税が1億4,079万8,000円の増、市税が6,103万円の増、国庫支出金が5,329万円の増、市債が9,200万円の減、その他となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第151号 平成16年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,824万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億9,305万4,000円とするものであります。歳出の主なものでは、保険給付費8,530万円、基金積立金2億9,635万5,000円、予備費7,273万円を増額し、老人保健拠出金1,108万8,000円、介護納付金1,189万円をそれぞれ減額するもので、その主な充当財源としては、国庫負担金が2,316万9,000円の増、医療給付費等交付金が1億164万2,000円の増、繰越金が3億2,351万円の増、一般会計繰入金1,333万3,000円の減となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第152号 平成16年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、平成15年度老人医療給付費の国庫負担金及び県費負担金の精算に伴うもので、歳出において国庫負担金超過交付額の6,440万9,000円、県費負担金超過交付額の1,635万6,000円、合計8,076万5,000円の返還が必要となるため、歳出で償還金については8,075万5,000円を増額し、予備費について同額の8,075万5,000円を減額するものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第153号 平成16年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、介護保険特別会計において本年度の保険給付の増加が見込まれる等により、総額2,822万5,000円を増額補正し、累計予算額を50億4,378万9,000円とするものであります。歳出の主なものでは、保険給付費3,833万5,000円を増額し、総務費393万4,000円、基金積立金300万円、予備費317万6,000円等をそれぞれ減額するもので、主な充当財源として、国庫支出金が1,031万円、支払基金交付金が1,226万7,000円、県支出金479万1,000円を増額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第154号 平成16年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。本案は、既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2億907万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,409万2,000円とするものです。歳出の主なものでは、維持管理費が2,842万6,000円の減、建設改良費が1億7,925万7,000円の減であります。その主な財源は、分担金及び負担金1,607万6,000円の減、国庫支出金9,085万円の減、一般会計繰入金1,144万7,000円の減、基金繰入金1,070万1,000円の減、市債7,200万円の減となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第155号 平成16年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,621万9,000円を追加し、69億33万6,000円とするもので、歳出の主なものは下水道費1,590万1,000円の増加であります。その主な充当財源は、地方債930万円の増、その他1,934万2,000円の増、一般会計1,242万3,000円の減となっております。よろしくご審議のほどお願いします。

議案第156号 平成16年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歌代の里特別会計において産休職員の代替に係る人件費等の増加のため、総額148万5,000円を増額補正し、累計予算額を4億8,704万3,000円とするものです。歳出では、総務費が4万3,000円、運営費130万2,000円、管理費14万円を増額し、その充当財源として居宅介護サービス費収入123万5,000円、自己負担金収入25万円を増額するものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第157号 平成16年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、収益的収入及び支出については、既決予定額にそれぞれ6,415万5,000円を増額し、収入及び支出の総額を12億8,800万4,000円とするものです。資本的収入及び支出については、収入の既決予定額から7,835万5,000円を減額し、収入の総額を7億4,984万3,000円とし、支出の既決予定額から4,481万4,000円を減額し、支出の総額を11億5,733万7,000円とするものです。主な内容としまして、収益的収入及び支出では補償水道仮設管工事の見直し、消火栓工事の増額に伴うものが5,934万3,000円、新潟県中越震災緊急支援に伴うものが500万円となっております。資本的収入では、配水管新設に伴う工事費負担金の増、下水道事業の補償内容見直しによる補償金の減、老朽管更新事業の増額に伴う出資金の増により7,835万5,000円の減となっており、資本的支出では施設改良工事の減額に伴うものが4,015万5,000円となっております。収益的収入の内訳は、営業収益が5,934万3,000円の増、営業外収益が18万8,000円の減、特別利益が500万円の増。次いで、収益

的支出の内訳については、営業費用が5,655万2,000円の増、営業外費用は200万円の減、特別損失が960万3,000円の増。次に、資本的収入の内訳は工事負担金が213万6,000円の増、補償金が8,559万1,000円の減、出資金が510万円の増となっております。資本的支出の内訳については、建設改良費として4,480万4,000円の減となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第158号 平成16年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本予算は、収益的収入において病院企業債利子の償還に伴う一般会計からの補助金4,995万9,000円を増額補正し、収益的収入の累計予算額を30億6,814万3,000円とし、収益的支出においては職員の異動等に伴う人件費及び退職手当組合負担金の組み替え等により494万4,000円を増額補正し、収益的支出の累計予算額を33億5,113万1,000円とするものであります。一方、資本的収支では病院企業債元金の償還に係る一般会計出資金4,923万7,000円を増額補正をし、資本的収入の累計予算額を2億2,655万4,000円とするものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第159号から議案第172号までは関連する議案ですので、一括してご説明申し上げます。議案第159号から議案第168号は、平成15年度合併前における旧10カ市町村の一般会計及び特別会計。または、議案第169号は旧佐渡広域市町村圏組合一般会計及び特別会計。次に、議案第170号は南佐渡クリーンセンター一般会計。次に、議案第171号は佐渡消防事務組合一般会計。次に、議案第172号は南佐渡消防事務組合一般会計について。会計期間を平成15年4月1日から平成16年2月29日までとしての歳入歳出決算についての監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第173号 平成15年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成16年度佐渡市一般会計及び各特別会計における平成16年3月分の1カ月の歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。平成15年度佐渡市一般会計及び各特別会計の執行につきましては、法律的な執行を旨として住民サービスに努めてまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

日程第7 議案に対する質疑

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第123号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第123号の質疑を終結いたします。

議案第124号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第124号の質疑を終結いたします。

議案第125号 平成16年台風15号・16号災害に係る被災者に対する市民税の減免の特例に関する条例の制定についての質疑を許します。

竹内道廣君。

- 54番（竹内道廣君） 市民税の減免についてのお尋ねをしますが、700万もの高額所得者に市民税の減免をするというのはいかかなものかという気がしますが、このことは飛ばしまして、おおむねこのことによって減収分をどのぐらい見ておるのか、減免分の金額をどのぐらいとはじいておるのか答弁を求めます。
- 議長（浜口鶴蔵君） 答弁を求めます。

清水市民課長。

- 市民課長（清水紀治君） お答えいたします。

現在のところ3月15日から具体的な申請を受け付けております。金額的にはまだ予想されておられません。現在のところ島内の対象になる方々が約7,000人おります。それから、現在までに農業災害補償法で支払い可能ということで考えておる方が2,646人ということで数字を抱えておりますけれども、全体に幾らぐらいになるのかということはいまだこれからまだ検討させていただきたいということでございます。

- 議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

- 54番（竹内道廣君） こんなことはしつこく言いたくないが、あらかじめどの程度の減免をするとどのぐらいの税収減になるのか、そのぐらい試算で出すのが当たり前です。これ以上言いませんが。

- 議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

- 51番（祝 優雄君） 今の指摘は当然でありますし、数字をまずつかまえてからの条例でなければならない。基本的にですよ。

それから、もう一つはまず税を納められる体制をつくり出すのが私は行政の仕事だと思うのです。減免をするのはその後。まずは被害を受けられた、そして税が納められない状況。税を納められるような状況をつくり出してやるというのが一日も早くやらなければならない手当て。これはその次です。にもかかわらず先に数字もつかまらないうちに出てくるというのは一体どういうことか、基本的な考え方をまず聞かせてください。

- 議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

清水市民課長。

- 市民課長（清水紀治君） お答えいたします。

基本的に支払いする場合の基本理念でございますけれども、稲作の支払いが農業共済組合の補償法でいきますと12月末までにはできる。そのほかについては、果樹等については2月から3月の補償が確定するということでございますので、その時点で被害の大きい、作況指数51%という大きなデメリットもございまして、そのことを慎重に進めたいと思いますので、現在のところ具体的な数字はまだ押さえていないというのが現状でございます。3月には数字を確定させたものを計上させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

- 議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

- 51番（祝 優雄君） 3月では遅いのではないのですか。来年度の予算編成なども絡んでくるでしょう。

なぜもうちょっと早い時期にまず数字をつかまえる体制づくりをしないのか。これはできます。この後私は深追いは、これは各委員会がやっていただけるから、しませんけれども、後の健康保険の免除も同じです。ただこの手当だけをつくれればいいという感じです。どれだけの人が該当するのかも正確にはつかめなくて、どういう申請状況かもつかまえないうちにこういう形で作り上げていく。つくっておけばいいものではないと思う。つくったからには活用しなければならぬ。その効果もどうなるのかということもきちっととらえてからやっていただかなければ困る。この後は委員会でやってもらいます。

○議長（浜口鶴蔵君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第125号の質疑を終結いたします。

議案第126号 平成16年台風15号・16号災害に係る被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） まず、先ほどの税の減免と基準は同じことが書いてある。どこが違うかということになりますと、そもそも国民健康保険というのは基本的には国の責任においてやらなければならない部分なのです。それを佐渡市が減免の条例をつくるということになれば、これは国とのかかわり合いが出るわけでしょう。したがって、先ほどの答弁でも税の減免でも大事なところが抜けておる。どこが抜けておるか。こんなの佐渡市がいいかげんにやっておるのではないでしょう。あるいは、今度の災害によって災害をこうむったと思われるところについては、このような減免措置を講じてもいいと。国がよこした準則そのまま丸写しにしたのではないのか。そうでないかつじつまが合わない。ここへ出ておるところの所得金額にしても皆それに準じてやっておる。例えば750万も所得と、これは大きな収入を持っておる世帯です。

そこで、私は聞きたい。14ページの上から3分1程度のところに第2条というのがある。ここの第292条第1項9号というのがある。これは、障害者に対する規定である。これは15号、16号という災害が起こって、そのときに障害者になった者でないと適用除外なのです。前からあった者はだめだということなのでしょう。

それから、15ページの真ん中辺、税と同じこと書いてあるのですが、収入額の10分の3以上が農産物で被害を受けた者は国民健康保険税を減免すると、こういうことなのです。そこで、これは具体的に計算ができる。現在台風によって改めて障害手帳をもらうようになったのは何人ぐらいおるのか。まず、これは把握しておるだろう。

次に、これは農林水産課ともかかわり合いが出てくる。先ほどの税とも関係あるのです。私は税で聞こうと思ったけれども、どっちみちここにあるから、まとめて聞こうと。農産物の収入額の約3割を減収した者、これは農林水産課がつかんでおるだろう。そうすればこれの計算は出てくるはずだ。

そこで、お聞きしたい。これは、国がかかわり合いを持っておる国民健康保険であるから、当然のこととして佐渡市が減免条例に基づいて減収した分は国が補てんするはずだと私は思うのです。その点についてご説明を願いたい。あわせて、テープ巻き戻させていただくが、先ほどの税でやはり佐渡市がこれの減免によって受けた損失、これは特別交付税で見るという裏打ちがあるのかないのか、また特別交付税ではない形での裏打ちがあるのかないのか、この答弁あわせて先ほどの税の問題についてもお答え願いたい。

まず、第1回の質疑をこれでとどめておきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

清水市民課長。

○市民課長（清水紀治君） お答え申し上げます。

まず、県の指導でございますけれども、市町村の区域内の広範囲において発生した災害により当該市町村長が必要と認め、その都度減免条例を制定して、これにより行われたものであり、市町村民税において、及び国民健康保険においても同一でございますが、減免の措置をとられている場合があります。要するにその都度減免条例を先行しなさいということをやられております。

次に、障害者の数でございますけれども、現在のところ支所を通じて調査中でございますので、具体的な数字はございません。

それと、交付税の関係でございますが、交付額の算定の基礎となる減免基準でございますが、3点ございまして、災害により障害者となった、加賀議員のおっしゃることは障害者になった者、これが1点でございます。それから、納税義務者の所有に係る住宅または家財が災害を受けた場合。3点目が災害により農作物に被害を受けた場合、これが3点でございます。この場合の交付税の交付額でございますが、災害により減免の措置をとった一般被保険者に係る保険税の額が本来もらわなければならない保険税に対しての10分の3以上減免した場合に、10分の8だけ交付税で支給しますというふうなことでございます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ちょっと答弁漏れがあるのです。どこが答弁漏れかということ、農産物の被害状況というのは既に農水課の方で把握しておるはずでしょう。それに基づけばおおむねこのぐらいの国保税の減免が出るだろう。それに対して大体先ほどの基準で言えば10分の3以上の被害に対して10分の8の支給があると、国からの金が来るのだという説明ありましたね。その辺のところもうちょっとわかりやすく説明してもらいたいということと、財政課長、あなた関係ないような顔してはだめです。つまり先ほどの税の問題でも、ここでもそうなのですが、税の問題では特交措置をするというふうに言っておるのか、はたまた今ほどの国保のように具体的に10分の3以上の条例に基づく減免措置をしたという場合は、こういう計算で交付税のルール分としてのせてくるというのか、これは財政課長からもご答弁願いたい。

なお、またちょっと酷かもわからぬけれども、農水課長は、あなたが今把握しておる数字からいうところのぐらいの減免になるだろうと。これは農業収入の減収だけでいいです。それ以上はちょっと出ぬだろうと思うから。農業収入で市民税はどうなるのだと、国保はどうなるのだというぐらいの数字は、これは押さえておかなければならぬ。これで2回。もう一回私は質問できますので、まずこのところからほぐしていただきたい。

それから、この減免措置に対する通達があるはずだ。これは、後刻議員に配付願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

災害に対しましては、ルール分以外に特別の財政事情というような関係で交付をいただけるというふう

に考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） お答えいたします。

共済組合の金額がまだ確定しておりません。聞いておるところによりますと、12月上旬に確定しまして、12月末に支払いをいたしますということですが、その金額についてもまだ把握しておりませんので、全容については、申しわけありませんが、確認しておりません。

また、おけさ柿については最終の出荷が今終わっている段階ですが、評価の方についてはこれからということで、支払いの方も2月末までには支払いしますがということで、金額的なものも現段階では確定しておりません。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） この際答弁についてちょっと注文つけておくよ。こういう問題、つまり条例制定をした背景は何だったのか。それでこういうふうにしたのか。例えば所得についての基準というものもあらかじめその筋から示されておるから、所得金額は500万といたら大きいでしょう。一番少ない数字だけれども。所得金額で500万ということになれば、それから類推する収入額というのは大きいのです。それをなぜこうしなければならない。これは、佐渡的に言えば全く佐渡的にはなじまぬなという面あります。したがって、こういう条例の説明にはまずこの条例を制定した背景は何なのか、そして今後これによるところの税で言えば減収、国民健康保険税で言えば保険税の減収、それはおおむねこのぐらいに見込んでおる、ないとすればそれは3月になると出てくると、こういうふうに体系立った答弁をしてほしい。私が今回の質問で組織と機構ということに切り込むというのはまさにこのことだということを申し上げて、この後の答弁にひとつ参考にしていただきたい。このことについては答弁は要らないけれども、わかったようなわからないような答弁をすると私がむだな時間を割いてこんな発言をしなければならぬと。嚴重に注意をして終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 参考までにお聞かせいただきたいのですけれども、このような減免の特例を条例を制定するに当たり、今後こういうような災害が発生しないことを願っているわけなのですけれども、佐渡市として今回のこのような特例の条例の制定が今後に対しての前例になってくるかと思いますが、こういう特例を制定する基準というものが基本的にどういうものにあるかというものを教えていただきたいのです。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

清水市民課長。

○市民課長（清水紀治君） お答え申し上げます。

先ほどから申し上げましたけれども、先般の議会で多くの議員の方々から台風被害について非常に厳しいご質問がございました。それで、私もすぐ県の方に実はこうこうこういうことで作況指数がこうなのだがということで話をしました。それで、県の方といたしましても全県下的にその文書は流していただいたのですけれども、たまたま今回私のところで作況指数51%と、最終的にそういうふうな状況になったとい

うことをございますので、今回は対象になるものであればぜひやりたいということで県の方に申し上げましたら、県の方は佐渡だけだなというふうな話でございましたが、あえて今回、明確な基準はございませんけれども、そういうようなことで上程させていただいたということでございますが、よろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 今回は作況指数によるということなのですが、今後本当にこれが前例になってくるかと思ひますので、基本的に基準を作成する、今後そういうあれがあるのかどうかということだけ最後に確認させていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁要ります。確認をしたい。

○8番（稲辺茂樹君） はい。

○議長（浜口鶴蔵君） 清水市民課長。

○市民課長（清水紀治君） 明確な基準というのは設けてございませんで、その都度また皆さんと相談をしながら設定してやりたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第126号の質疑を終結いたします。

次に、議案第127号 佐渡市環境基本条例の制定についての質疑を許します。

白杵克身君。

○5番（白杵克身君） この条例を全般を通じて見ますと、非常にトキに偏り過ぎたと言うと語弊があるかも知れませんが、少し強調し過ぎておるよう思われます。それで、前文もトキのことをうたってありますし、第1章の目的でもうたってあります。また、第2条の定義の（1）号のところにわざと「人がトキと共に」と、こう入れておるわけなのです。非常に市長の取り組む姿勢というのはよくわかりますが、トキの野生復帰というのは確かに大事なことですけれども、特定の地域でないとなかなか難しいと思う。これが全島に広がるということになりますと、かなりあつれきが出る可能性があります。この辺のトキとの共生ということは、市長はどのように想定されておりますか。1点お聞きします。

それから、この条例の中でいろいろなところの条文で、「しなければならない」というような非常に拘束力を持った規定をいたしております。その中で23ページの第12条の2項、市民等への法令に違反しないということが書いてありますが、その最後に「環境への負荷の少ない方法で行うよう努めなければならない。」という、「ならない」という非常に拘束力を持った表現にしてありまして、その次の25ページ、22条、情報の提供なのですが、ここでは、最後の方ですが、「情報を適切に提供するように努めるものとする」と。「努めるものとする」と「しなければならない」というのは似たような範疇だと思ひますが、ちょっと「努めるものとする」というのは少しニュアンス的に弱いのではないか。市民には拘束力を持たせて、市が情報を提供するときは努めるものとするというのではちょっとニュアンスが弱いのではないかなというふうに感じますが、この辺はどのようにお考えか担当課長にお伺ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） お答えします。

今質問の中にもありましたように、トキをちょっと強調し過ぎるのではないかというお話でございました。確かに一見してそうではあるのですが、やはり佐渡にとっては非常に象徴的な鳥でもありますし、あ

る意味でそれをシンボルに仕立てて、できることなら全島ということでございますが、それにしても佐渡全体を象徴するような鳥でもございますので、それを強調したわけございまして、そのところご了解いただきたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 仲川環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） ならない、努める等の文言でございます。これにつきましては、第1章の総則で、市、事業者、それから市民等の責務等の規定を設けてございます。それらに基づきまして、強制的な意味でなくて、お互いに頑張る努力目標に向かってそれぞれやっという意味合いを込めての文言ということでご解釈をお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 私が聞きたいのは、市民には拘束力を非常に持たせておいて、市が情報を提供するときは少しそれよりニュアンスが低いというのではまずいのではないかとことをお聞きしたいので、その点についてもう一度。

○議長（浜口鶴蔵君） 仲川環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えします。

市の場合はちょっと緩いのではないかとというような解釈でございますが、決してそんなことございません。市民等に課した努力と同じ、それ以上に私どもも情報の提供については努めてまいる予定でございます。よろしくをお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 環境という言葉を使うと非常に耳ざわりがよくていいのですが、環境を守るためには非常に金がかかる、この覚悟も一緒に伴って必要であるというのが通常的な考え方です。さっきも出ましたが、この内容、この範疇で考えると、市民環境憲章というような形でとらえ上げるならば、私も理解できる。しかし、条例という法規でこのことをくくるとなると、当然罰則規定が伴っていったりするものが当たり前だと私思うのです。それには次に莫大な金がかかる。だから、こういう大くくりをしないで通常のものを見れば、たばこのポイ捨て条例だとか、空き缶ポイ捨て条例だとか、この程度のものでくくっておるはず。この大くくりをして佐渡中にたがをかけるということになると、これから企業誘致もせねばならぬ、新しい産業も立ち上げねばならぬ、こういう中で企業はしり込みします、こんな大きなたががけしたら。これから10年先に大きく交付税が落ちていって、ひとり立ちをして産業を立ち上げねばならぬ。今過渡期来ておるのです、このときに。早過ぎるのではないですか、それにしても。今どうしてもやりたいということであれば、先ほども白杵議員から出ましたが、地域限定です。トキを守る、トキを放すということに限定して当面やっていくべきと私は思うのです。この辺をどう理解しておるのか。たががけ本当にしてできるのですか。次に、条例設けると、罰則規定があつてしかりです。再三私はこの後やらないから、言うておくが、例えばドンデン山の沢に軽トラをだれかが捨ててあつたと、こういう事態が出たときに、さあ、市にこの連絡が入ったときに市はどう対応しますか。どこどこにテレビが投げ込んであるぞという情報が入ったときに市はどう対応しますか。本当にそれだけの覚悟があるのですかと私聞いておるのです。耳ざわりのいい言葉で環境、環境唱えるのは簡単なことだけれども、覚悟が伴わないとこれはやっていけぬことですよとっておる。憲章程度であれば理解できるが、条例とするからには後ろに罰則規定

あってしかりだぞと。どう答弁しますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ただいまのご質問にお答えしたいと思うのですが、確かに我々は大きなたがをはめられるということで、非常に厳しい状況になるというふうに思います。例えばおっしゃられた企業誘致についても、自らそのような何でもいいという格好で企業誘致ができなくなるのも事実でございます。ただし、ここまで来ますと、我々はこの島がどういうふうにあるべきかということをやっぱり問い直してスタートしなければいかぬのではないかとこのように思います。当然これは罰則が必ずしもあるわけではありませんが、罰則も我々心の中に秘めた形でぜひやりたいというふうに思っております。もちろん憲章で佐渡が環境や自然や循環型社会というのを求めるという気持ちは楽でよろしいのですが、ここまで来るとそこまで自らをやっぱり追い込む必要があって初めて環境に優しい企業の誘致もできるのではないかと。それから、もう既に日本中ばかりではなく世界中がそういう大きな流れの中に巻き込まれておまして、遅れることによってかえって別のデメリットも出るというふうには私は認識しているものですから、今回の環境条例については提案させていただいているわけでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 市長、トキの自然回帰、これは私は大いに賛成ですけれども、こういった環境条例をつくる以前の一つお聞きしたいのは、トキが本当に自然に回帰するような環境が佐渡に整うとお考えですか。例えば、理論はわかるのです。あなたの思いもわかるのです。ところが、この間の中越地震でもショックでけがをしたトキが何羽もおると。それから、10キロとしか離れていないところにあなたが一番一生懸命精励しておる飛行場があるわけです。こういったものとの整合性。言うならジェット機が今の旭伸空港の飛行機程度なら構いませんけれども、大型飛行場を考えたりというようなことを今後の佐渡観光の将来としてお考えであるなら、飛行機のジェット音ということに対する対策もここにうたわなければならぬでしょうし、私はむしろ一つの里山の中に大きなネットをかけた中で、トキがその範囲の中で回遊するという自然に返すと、こういうような環境づくりを具体的にしなければ、佐渡島全体にネットを落とすような条例をまず先にありきというようなお考えでは非常に難しいのではないかと。竹内さんの話のように、言うならば企業誘致にしたって、あるいはここで企業を立ち上げるにしたって、私は大変難しいと思っております。私は、今回一般質問の中でもあなたにいわゆる官民一体となった航空自衛隊誘致しろという質問もうたっておりますが、これもひいては人口が定着しなければ佐渡島は税収も何も見通しのつかない、まさに死の島になるということをお前提にして申し上げております。トキも大事ですが、まず生きていく人間が大事です。そして、その中で共生するためには、必要かつ最大限の範囲の中で想定したシミュレーションをしなければならぬのではないかと、私はこう思うのです。雷が極端に鳴ると金網にぶつかってショック死を起こすようなトキが自然に回帰をして我々の軒先まで飛んでこれるなんていうことは、これ夢。まさに私はありっこないと思っております。その前に、ではテンやサドムジナをどう環境から排除するというようなことも全くうたっていないではないですか。いわゆる絵そらごとの総論だけでやっぱり私は環境整備というものはできないと思っております。一つの決まり、ルールというものは必要です。人間が最低こういったことだけはしないという決まりは私は理解しますが、そういったことの今後の考え方

があるのかなのか、そういうことを含めてお答えいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 厳しいご議論が巻き起こってくるのは十分理解できますし、それも想定してやったわけですが、先ほど竹内議員が憲章ということでありましたけれども、我々はやっぱり一定の範囲で縛るということも非常に大事なことではないかというふうに思います。今のところ罰則はもちろんないわけなのですが、しかし我々のルールとしてそれを守ろうという意欲を巻き起こすためにも一定の条例という形の法律でスタートしたいというふうに思います。

それから、大澤議員のお話なのですが、我々トキを、今58羽になりましたけれども、やはりいつの日か佐渡の空を舞わせたい。もちろん飛行機の音におびえることもあるでしょう。雷の音におびえることもあるでしょう。しかし、我々が今から30年前でしたか、それまでの長い間里山に共生していた鳥でもありますので、確かに非常に弱いから、絶滅の危機に至ったわけではありますが、里山にすむ鳥であったために絶滅したということもあり得るわけでありまして、例えば人間の周辺に非常に多い農薬とか、そういうふうな里山特有の事情もあったでございましょう。ぜひ国も腰を入れて自然回帰、自然に飛来する島をつくろうとしているわけですので、それはそこのところの共生というのは非常に難しゅうございますが、お互いにそれを乗り越えて、新しい環境の島づくりをしたい、そういう一つの統一された島づくりの理念の中に両方が、恐らく人も鳥も一緒にすめる。トキばかりではありません。一つ非常に象徴的にトキを取り上げたただけのことですので、ぜひこれからの佐渡はそういうことの中で生活する、あるいはその環境を求める人たちが来る、そういう環境がいいから、企業も来るという形にぜひ持っていきたいというふうに思いまして、この環境条例の提案を申し上げるわけでありまして。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） この環境条例、市長の公約の柱の一つの考え方だと思うのです。そこで、議案に対する質疑ですから、聞きますが、この環境条例は環境基本法を下敷きにしてつくったものだろうと思います。ただ、前文はこれは市長の思い入れが強くてつくったものなのか、あえて前文を入れなければならなかったのかどうか、まずその1点を先に聞きます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

仲川環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えします。

まず、制定につきましては、環境基本法にございます市町村の責務等に基づきまして本条例案を作成したものでございます。

それから、前文につきましては、前文を設けぬといかぬという規定はございませんが、市の取り組みの全体的なイメージを広く市民等に訴えたいという意味で前文をつけさせていただきました。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） それだけ思い入れが強いということはわかりましたが、この前文は継ぎはぎだらけの前文で、私はこれない方がいいと思う。例えばまず第1に、「私たちのまち佐渡市は、恵み豊かで美しい海」、次に山持ってくるから、わかる。こういうのを含めて自然の恵みと言いたのだろうと思うのだけ

れども、そうしたら前の「恵み」をとらなければだめだと私は思うのです。学校の先生がこの議場にたくさんおられますので、聞いてみてください。私が書くのだったら、「青く澄んだ美しい海」とか、次「緑豊か」とする。こう来ておるから、「恵み」と普通は来てならないのだろうと、普通の人ならそう考えると思う。そういう叙情詩的な書き方で来て、今度一番下のところ、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環を基調とする社会を構築して」、全然トーンが違ってきておる。しかも、環境基本法では環境への負荷という一般市民にはわからないような言葉があるものだから、わざわざ定義を設けているではないですか。この定義はどう書いてあるかという、環境への負荷とは人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の、要するに環境に悪いようなことしないでくれというようなことを言いたいのだろうと思うのだけれども、本来前文でやるならわざわざ定義を設けなければならぬような文言を普通は使わないと思う。

そうかと思えば次のページの2行目、「トキが人と共生できる環境こそ、人にとっても豊かで素晴らしい環境であり、このような世界に誇れる環境を」、こういう文章なんて普通考えられない。私が書くなら「トキが人と共生できる自然こそ人にとっても素晴らしい島である」とか「生活基盤である」と、そういう世界に誇れる環境と来なければいかぬのではないのか。しかも、「人にとっても豊かで素晴らしい環境」。「豊かな環境」なんていう日本語は私はないと思うのだけれども。だから、私は前文を削除した方がすっきりとした環境基本条例になる。もし本当にこの前文を、先ほど竹内議員が言ったように、環境の憲章みたいにしたいというなら、もうちょっと練り上げたものでないと、片っ方では叙情詩的に書いて、そして途中からは環境基本法の文言を持ってきて、そして後に持ってきたのも何か適当に数合わせするような、環境、三つも同じ、たった2行のところへこういうふうにして普通書かないです。ですから、この議場にも学校の先生のOBがたくさんおると思うので、これは委員会できちんと修正をして、議場だけでだれも見ない人がおればいいのですが、これインターネットで世界じゅうの人が見るでしょう。佐渡市と佐渡の市議会はろくなのおらぬというふうに思われても困るので、ぜひそのところは考えるべきだと思うのですが、私の言い分は間違いですか、どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

仲川環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えします。

委員会等で十分理解が得られるようきちんと説明させていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君、簡潔をお願いします。

○40番（猪股文彦君） 簡潔といっても、文章のことですから、そう簡潔にはいかないのですが、委員会で十分説明するということですが、私はこの文章に対する質疑をしておるので、もし説明することがあったらここで説明してもらいたいし、いやいや、委員会でもうちょっと説明するのではなくて、お互いに議論をしていい方向に持っていくというなら私はそれでいいのですが、どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） なかなか読み込んで練り上げていない文章でもあったので、ぜひ委員会で一緒になって前文についてはご検討いただくことをよろしくお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 今いろいろ聞いておりました。言いかえますとトキの保護条例であり、百姓を苦しめる条例になってはいはしないかと。百姓の方がだれもトキの声を上げないので、ちょっと不思議なのですが、端的に言います。都会の人が見ると全くもろ手を挙げて賛成をする条例だと思いますが、米づくり、野菜づくり、国民の食糧を生産しようとしておる農家の方々はこれ一体どう受けとめていったらいいのでしょうか。公布の日から施行するということになっております。端的に聞きます。来年の空散はどうなりますか。農薬、肥料、そういったものの使用はどういうふうに制約を公布の日からいたしますか。具体的に聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 非常に大きなテーマでありまして、米をだれに食べていただくかということでございます。大きな世の中の流れは、できるだけ自分たちも自然な中で生きよう、それからできたら農薬も、それからすべて人工的な行為から解き放されて生きたいというのが本来の希望であります。しかし、生産者の立場で言えば当然人手不足になりますし、非常に難しいところでございます。我々は、あくまでもそれとも共生しなければいかぬわけです。物事をつくるということと、かつまた消費する、この二つが一緒になって生活しなければいかぬ非常に複雑な世の中にいるわけでございます、それも十分お互いにすみ合うようなせめぎ合いと、かつ協調をしながら生きていくのが現在の社会だというふうに思っております。

突然空散をなくす、それもできないでしょう。しかし、例えばトキのすむ周辺だけはできるだけ技術が進展するまで、あるいは一定の努力、あるいは財政的な措置をすることによって共に生活し合えれば、その佐渡からできる作物のイメージが結果として付加価値を高め、消費者から喜ばれるという形にぜひ持っていきたいというふうに思っています。ですから、突然条例ができたから、一切空散がなくなるということでもありませんでしょう。やっぱり生産者のニーズによって、あるいは消費者のニーズの折り合い点をどこに求めるかということと前へ進むというのが今の社会であろうというふうに思います。そういう意味で、今の質問の中に空散来年からどうなるのですか。空散だけのことを申し上げますと、私はできるだけ早目に、せめてほかの地域と同じぐらいのスピードでは空散というイメージをなくするような佐渡島の稲作生産に進んで行っていただきたいというふうに願っております。ただ、さっきの条例であります、理想的な世の中を求めるのであればすぐやめた方がいいのではないかというふうには思います。

それと同時に、我々は稲作の生産調整の中でほかの作物へ、有人ヘリの薬散の範囲が非常に広いものですから、薬害が周りに及ぶということになりますと、法律上もう薬散がなかなかできづらい世の中であることは農業者の皆さん方もよくご存じだというふうに思います。できるだけそういうふうな消費者のイメージを壊さないような佐渡産のおいしい米をつくり続けていっていただくようお願いする、あるいはこちらの方も協力を惜しまないという形で持っていていただければということで、あくまでも共生という言葉が我々には非常に大事ではないかというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これは、一般質問の通告をされておる方もおりましたので、少し控えておらなければならぬのかなと思っておりました。しかし、この話を聞いておりますと非常に無理があります。京都議

定書から発せられて、統一したものをつくりたいという意図はわかりますが、基本条例とトキとは別個にすべきです。二つにすべきです。トキはトキとしてどうしていくのか。京都議定書が求めるところにトキをのせたものですから、非常にわかりにくくなっている。ですから、トキはトキ。これは、トキとしてきちっともっと練ったものにすればいい。

それから、環境基本条例としては佐渡にもう少し合うものをきちっとやっぱり積み上げませんと、統一したものをつくらうとしている精神の中に文言を盛り込むから、こんなことになる。これは、私は二つにせず対応すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

仲川環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えいたします。

条例の中にうたいましたトキにつきましては、環境の保全及び再生についての目標値を定めるわけですが、その目標としての数値をトキがかつて羽ばたいたころの環境という言葉で置きかえたものがございます。本条例につきましては、そういう意味でトキという言葉を使っておりますが、トキに限らず島全島にわたっての環境の保全について考えておるところでございます。

また、トキの施策につきましては、市でも独自にトキの野生復帰の推進本部を設けて市独自の今後の事業計画等を今検討中でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） もう少し練ったもので答弁をしてください。お答えをいただかないと何を言っているかわからない。これは市長の基本的な政策の中ですから、トキはトキとしてどう野生復帰に向けて取り組みができるのかということをきちっとしていただいて、基本条例は基本条例としてしっかりしていただかないと非常にあいまいなことになっている。先ほどから指摘があるように、人が住んで安全に生活ができる環境ができて、そこにトキがすむのではないのですか。トキが安全にすんだところに人間が住めるのですか。そうではないでしょう。人が安全で安心して住めるその環境というか、地域ができたときにトキがそこにすめる状況ができるのではないのですか。私は、だから基本的にこれは二つに分けて考える方がいいと思っておるのですが、これを出した基本的な考え方をまず聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） お答えしたいと思うのですが、今確におっしゃられたように前文が猪股議員も言われたようにこなれていない。それから、トキ、トキということなのですが、本文読んでいただきますと2カ所、これ環境基本条例を一つの下敷きにつくってあるものですから、全くイメージもあれも違うのですが、条文自体は我々が住む地域をどう環境に優しくするか、あるいは自分たちも健康に住めるような環境をつくらうという、基本的にはそうなっているわけでございます。これは、さっきおっしゃられたように、トキが前文に多過ぎるということからもきているのではないかと。それちょっと反省して、練り方の練り込みも足りなかったのではないかというふうに思います。ですから、ここの本文のトキが云々というのは象徴的にそう書いてあるだけでございまして、トキのために本文ができているわけでもございませんので、そのところご理解いただいて前文について、本当に申しわけないのですが、委員会等で一緒になってもみ上げをしていただきたいと思いますとお願ひしまして、ご答弁とします。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 市長、それは基本的に違います。それならばこれを一たん取り下げて、もう一度練り直して出してくるという方式でなければだめです。委員会が直せなんていうのは、そんなばかな話はない。だから、それはきちっともし練られていないというのであれば、それは取り下げて、そして出し直してくるという形でなければこれはだめです。審議できません。

それから、市長、やっぱりトキはトキとして別個につくったらいいです。これは、恐らくある種の準則の中のものをもってきてトキをつけ足してきたのでしょうから、やはり無理があるのだらうと思いますから、私はそういうふうにするべきだと思いますし、今の市長の答弁であればこれは出し直しをする。そうでないとこれはちょっと整合性つきません。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 失礼しました。さっきの委員会で一緒につくろうというのは全くまずい話で、そういうことではなくて、もし修正があればご修正していただく。

それから、トキの問題については、ちょっと別に条例をつくるとかいう形でなくてトキ問題については考えさせていただければというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉邦男君。

○17番（小杉邦男君） 今の議論のように、この基本条例は少し議論が私は不足していると思います。今佐渡の状況はどうだかといいますと、環境破壊が進んでいる状況、これは皆さん認める場所だと思います。他と比較してどうだかという議論はあります。それから、廃棄物の処理がどうなっているか。先ほど言ったように、沢へ落ちておるとかいう、そういう問題が所々方々に出ている。そういう環境をよくするのが環境基本条例なのです。そのことについてこの部分は、全然触れていないとは言いませんが、具体性が無い。トキに象徴されるように、トキの話だけだと言って非難されるの無理はないと私は思います。ですから、この文言でも恐らくどこかのひな形を持ってきてトキをひっつけたのだと私も思っています。

例えばこういうことなのだよ。進んだところといいますか、これ同じようなものベースにしているのは、例えば20ページの第3条の4項なんかは、恐縮ですが、読みますが、「地球環境保全が、人類共通の課題であるとともに、環境の保全及び再生と密接な関係があることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない」。わかります、意味は、非常に漠然としていますね。あるところはこうなっているのです。「地球環境は市、業者及び市民が自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。」これは、ある市の環境条例の1項であります。どうです、比較して、具体的ではありませんか。文言一つとっても非常に抽象的で、条例は具体性がなければ私はいかぬと思います。

それから、今申し上げたこの市の条例は、先ほどから議論されておるように罰則規定もきちんとついているのです。何々の保護地域はどこ、それを違反した場合にはこうと。これが本来条例であるべきなのです。ですから、私はいろいろ議論されているように、この条例はもう一度練り直して、本当に島の環境が美しくなる条例につくり直す。企業誘致の話も出ましたが、企業はもう既にそういうことは当然守らなければいけないと、こういう認識に立って、恐らく誘致において来るだろう、こう思っています。ですから、

そういう意味でも再検討を私はぜひ望みたい。市長の見解を聞きたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 一つ小杉議員のお話の中に漠然としているというお話あったのですが、すべてがこれがスタートだというふうな考え方でご理解いただきたいというふうに思います。

それから、さっきの祝議員もありましたのですが、トキというのが猪股議員にもありますが、確かにトキ……この前文についてはですね、ご修正いただく段階ではご修正いただいて、本文の中では基本的な考え方を述べて、これから委員会等具体的な話がここから出てくるのだというふうに思っておりますので、あくまでも環境基本法をたたき台にして、我々がそれを我々の憲法として受けとめるのだというふうなご理解を賜りたいというふうに思っています。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 市長、こういうときは胸張ってやらぬとだめなのです。だんだん追い詰められて取り下げみたいなこと言われておるので。大事なことの指摘がないのです。一番大事なのはこの文章そのものがまずい。これ見て私の感想だけれども、いかに法令審査会の連中の力なさというものがここへあらわれてきておる。1人ぐらいこれでは議会にやられるぞと、だから法令審査会でここは直さなければならぬと、ここはもっと条例らしきものにせねばならぬという指摘があって当然だろう。これを何も言わないで議会へ出してきたということは、佐渡市の幹部職員、なかんずく法令審査会の委員、この力量がここにあらわれておると。これ批判ですが。

その次、大事なところはここなのです。22ページの10条2項、「環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする」と。これが出てくるとかなり具体的になる。例えばこのところは長期的な目標、長期的な総合的な施策、それから環境保全と、こうなっている。例えばトキの問題をここへ入れてくるとすれば、日本国が中国から借りてきたトキを野に放すという歴史的な大事業なのだ。国威、つまり日本の国の威信をかけてやる仕事である。トキは、国と地方である佐渡が力を合わせて国際的に成功させなければならぬ事業である。よって、かくかくしかじか。このところが大事なのです。そこで、私はこの準備がございますか、この基本計画の素案があるかと、こう聞いているのです。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

仲川環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えいたします。

環境基本計画の作成につきましては、広くワークショップを設けるなどして市民からの意見をお聞きし、なおかつ環境審議会の意見を聞きながら基本計画を定めていきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これでもうおきますけれども、これくらいの問題になると市民から意見を聞いたってなかなかぼんと出てこないのです。市民が意見を出したからって、それが基本計画に反映するものではないとは言わぬけれども、少なくとも高邁な発想と理念とによって立ち上げてきた環境基本条例なんというような大きなものになれば、行政の取り組む姿勢と行政が何をやるかということがどんと打ち出されてこなければならぬ。それを出して、これについていかどうかというのは、それは市民の意見を聞く

ということは私大事だと思います。しかし、基本的にはこれは行政がやっぱり示すべきことだと思うのです。これは、これから委員会でもかなり議論されることになると思います。条例というのは、議会が条例修正権もあります。だけれども、議会が修正するというには特別委員会を設置してもっと有能な諸君を集めてやらないといかぬから、そういう意味では行政が、今議会は仮に出したばかりの取り下げるといのはみっともないから、議会の意見をつけておいてもらって、後刻条例を見直すということだって3月議会にできるのです。そういうようなことで、せっかくなのだから、世界に発信して、日本全国に発信して、やはりトキの島佐渡が掲げておる環境基本条例というのはさすがなものだと言われるぐらいのものをつくり上げないと、佐渡観光にも影響するのだよ、そう申し上げて、あとはひとつ考えてもらいたい。私の質問はこれでおきます。これで答弁せいと言うとまたやばな話になるから、答弁はいいが、今後検討して直す道はあるよということだけ申し上げて私の質疑は終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） いろいろ議論がたくさん出ましたけれども、私はこれはもっと軽く考えた条例でよかったのではないかと思います。多分佐渡の市民の人たちが求めているのは、今欲しいのは空き缶、空き瓶のポイ捨て防止とか不法投棄を防止するような、そういう条例をまず欲しいと。そして、そういうものを作って行く中においてこのようなすばらしい環境基本条例みたいなものを立ち上げた方がいいのかなというふうに、最終的にはこういう条例をつくることは絶対必要だと思います。

それと、もう一つ、先ほどからトキのことが言われていますけれども、トキに関しては私は、19ページにもありますけれども、これ読んでると何代將軍ですか、綱吉公ではないですけども、犬將軍というのを思い出しまして、主役はトキなのですよね。トキと共生するまちづくり。それから、人がトキとともに生きていく。あくまでも島民が主役でなければこの条例は絶対浸透していきません。この条例が広がっていく中においてトキがすすめるようになるということではないと、例えば私は小学校2年のときに自然のトキを見ましたけれども、ほとんどの方が南部の人にしても相川方面の人でも多分今60歳、70歳の人でも見たことないと思うのです。そういうところに持ってきて、お犬様ではないですけども、環境庁がという感じの国家プロジェクトでこの基本条例をつくるのだというふうにやられても、絵にかいたもちになるのではないと思うのですけれども、その辺のところちょっとお聞かせ願います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） おっしゃっておられるのは十分よく理解できます。我々もこれからいろんな形で今まで山野に捨てられた、あるいは皆さんの住民の批判の多いごみ処理の問題等についてやろうとしているわけなのです。これをつくろうとした理由というのは、やはり我々が日本海に浮かぶこの島の中で自分たちが忘れてきた周辺を環境をよくしようということ、直そうということは基本でありまして、それを周りにアピールしたいということでこの基本条例をつくりたいということでもあります。ですから、確かにもみ込みは少なかったのですが、その考え方だけはぜひ理解していただきたいと思いますし、佐渡を見詰める目がやっぱり自分たちが望んでいる循環型社会、自然といったら今の自然と昔の自然は違うわけですけども、みんなが望むような健康に生きることができる環境を自分たちの手で取り戻したいという願いをアピールする意味でつくったわけでございまして、そこのところご理解いただいて、もう一つはその中で

これからいろんな委員会や、あるいはさっきのポイ捨て禁止条例も含めて、次々と出てくるというふうにご理解いただきたいというふうに思います。願いは、やはり今我々の周辺にあるごみや、あるいは危険なものや不潔なものを排除しよう、それで自然な健康な生活を取り戻したいということですので、十分それは理解しております。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第127号の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 0時11分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第128号 佐渡市林業振興協議会条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第128号の質疑を終結いたします。

議案第129号 佐渡市企業誘致委員会条例の制定についての質疑を許します。

中村良夫君。

○25番（中村良夫君） 短目に言いますけれども、議案の今129号、企業誘致。1点目は、企業誘致といっても幅広いわけですが、佐渡らしさとか佐渡の人の知恵を生かしたというのが私はポイントと考えますが、それでは具体的に何を調査して審議と考えているのか、これが1点と、2点目には委員会は委員10人以内で組織すると。委員は市民、学識経験者、商工関係者、その他市長が必要と認める者とありますけれども、具体的にその割合と委託方法、手段、特に女性の声、参加も含めてということですが、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

斎藤観光商工課長。

○観光商工課長（斎藤 正君） お答えをいたします。

何を調査するのかということですが、私どもの方でも、事務局の方でも雇用の拡大とか、いろんな人からのお知恵をいただいてどのようにしたら企業を誘致できるかというようなことで、雇用の拡大等を前面に考えておるものでございます。佐渡らしさというようなところでいきますとなかなか難しいと思いますので。

それから、委員でございますが、市長がいつも申し上げておりますように、2割から3割程度女性も入れなさいと、できるだけ入れていただきたいというような話が全部の委員会で共通したようなことでありますし、それからまたその筋の皆さん方にとりましてはその道にたけておるというようなことから、ぜひ参考の意見をいただきたいなと思っております。島内では真野の方に工場、企業誘致の用地がございます。また、新井市の方なんかは企業誘致奨励条例みたいなものもつくってございまして、そういうところもまた参考にさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） まさに必要なものだから、設置したのだといいますが、かけ声だけでいつもろくなことになったことない。軽々とした企業を呼んできて、後で従業員がまた路頭に迷うと、こういうやり直し。成功例は寒河江の企業誘致、これがやっぱり手本となるもので、立派なものだったと思うのです。

そこで、伺いますが、井の中のカワズみたいな地元の者ばかりだったらできません、こんなの。そこで、市長が特に必要と認める人、どういう人を一体考えておるのか。島内の人だけでこんなことやったって何にもできません。

その次に、もう一つ、本気でこれをやるというのだったら企業誘致課、当然課の設置が必要で、それと並行して歩まねばならぬ。こういうものがなければ実になりません。何でもかんでも諮問委員会つくればいいというものではない。この辺の心づもりを一体市長どう考えておるのですか。この辺をぜひ答弁いただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

斎藤観光商工課長。

○観光商工課長（斎藤 正君） 島外も含めて、先ほどちょっとお話ししましたが、新井市なんか非常に先進的なものがございまして、そちらの方からもぜひお願いしたいなと思っておりますし、それからもう一つ、課の設置ということでございまして、また新年度に機構改革というようなこともございまして、ですから、そこら辺については私も範疇でございませませんが、そんなことで対応できるのかなと思っております。企業誘致ができれば雇用の拡大等が、ありがたいものが出てくるかなと思っておりますし、なかなか来ていただいても失敗のような例もございまして、非常に難しいと思っておりますが、頑張りたいと思っております。

以上でございまして。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） だから、答弁あなたではできないと。市長、私聞いておるのは、こんなものを設置するなら覚悟要るぞと。それには企業誘致課独立させて一緒になってこれやるのですよと、真剣ですよというものが必要だ、当然あなたの頭の中にこれあったのだと思うのです。そうであればこの後3月にどうのこうのというときも当然あるかないかあなたが答えねばならぬ、このこと。

それから、もう一つ、さっきも言いましたが、地元の者だけでは井の中のカワズですよと。そこで、市長が特に認める者というのだから、どういう人を考えておるのかと。当然そういう中央に対するパイプを持っておる人とか、中央である程度のことをやっておる人とか、そういう人脈持っておるのでしょうか。そこからこういうものをうたい上げたと思うのです。言ってみただけ、つくってみただけではだめです、やるからには、何回もこうやって失敗しておるのです。言ってみただけ、つくってみただけ。ろくなことになっていないのが現実なのです。7万の自治だから、産業は必ず立ち上げねばならぬ。必ず必要なのだ。そのためにあなたがどれだけの覚悟をしておるかということを知っておるのだし、それからあなたがこのほかに含みを持たせておる、私が特に認める者という者はどんな人なのだと、こう言って聞いておるのです。答弁求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ただいまの条例についてなのですが、一つには今まででも徐々には企業誘致それ

なりにはできているのですが、こういう条例をつくるということになりますと、組織とリンクしなければいかぬだろう。そういう意味では確かにそのとおりであります、組織の中で、課長が言いましたように、この次はかなりそういう意味で組織にさわるときにこういうものも意識して組織はつくりたいとは思っております。ただ、議員がおっしゃるように、別に独立した企業誘致課あるいはそれに類するようなものを今のところは考えておりません。

ただ、委員につきましては今までも、本格的ではありませんが、例えば総合計画の策定委員等につきましては、今までみたいに佐渡だけではなくて、外の委員をできるだけたくさん入れるか、あるいはオブザーバーでもいつも参加できなくても、一定の意見が入るような仕組みをつくりたい、あるいは委員会の審議内容を一応見てもらうというふうな仕組みをつくりたいと思って、総合計画の中からもそういうふうな島外の、特に佐渡から出ていった人たち、例えば首都圏佐渡人会の委員の皆さん方とかいうふうに考えております。この件については、考えておりませんでしたけれども、人脈のある人たち、あるいは企業の経験のある人たちの意見を聞かなければいかぬということは十分理解しております、それらの意見をできるだけ聞くようにして進めたいとは思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 10年後に向けてとにかく雇用の拡大をしなければ佐渡は絶対沈没します、間違いなく。それには絶対産業を興さねばならぬ。第2次産業にシフト変えていかねばならぬ。これは当たり前のことです。半端な気持ちでやらないでください。今までみたいなよそもつくっておるから、うちもつくと、どこかに適当な充て職の人がいないから、充て職与えてやるためにつくっておるというようなことのないように必ずやってください、これ。よろしく頼みます。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これちょっと細かいことで悪いのですが、第1条の「本市の企業誘致を積極的に推進するため」とありますけれども、これは「本市に」ではないのですか。

そして、私はこの「の」というのに意味があるのかなというふうにも感じておるのです。というのは、島内の企業をどう積極的に応援するのかという意味を込めて「の」になったのか、これはいやいや、そうではなくて、すべて外側から持ってくるものを意図して「本市に」というのか、その辺ちょっとまず聞かせていただけますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤観光商工課長。

○観光商工課長（齋藤 正君） なかなか言葉の使い方がちょっとわからないものですから、両方のことで考えております。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） そうだとしますと、私が考えておるように、これは誘致条例ではなくて設置条例にする方がいい。私は、両津でもかかわりを持って設置条例に変えさせた経緯があるのです。というのは、この中に両方を加味しているという、島内の企業をどう支援していくかという流れはないでしょう。これは、雇用の場を含めてどうするかといえば、島内企業に元気になっていただくのが一番いいのです。いろいろの優遇措置をとって今までできました、長い間。その企業の恐らく9割ぐらいもういないのではない

ですか。結果的に食い逃げしておるわけです。そうすると、地元で設立をした企業というのは逃げるところないわけですから、それの方がずっと効果がある。だから、企業設置という形にして私は両にらみをするなら足場を固めるべきだと、こういうふうに思っておるのですが、これはやはり今両にらみの目的があるとすればそういう方向に変えるべきだと思いますが、これ市長どうですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） すぐ判断するほどの知識を持ち合わせていないのですが、確かに誘致と同時に既に進出した企業に元気になっていただかなければいかぬ。そういう意味でのヒアリングを始めているところですが、今まで島内へ入ってきてくれた企業は非常に不満を持っていたり、やりづらいということがたくさんあります。そういう意味で、答えにはなっていないのですが、誘致と同時に進出企業の支援もするという意味では非常に意味合いがあるのではないかと思います。ただ、今回の件はあくまでも誘致条例だというふうに判断していますので、そのつもりでいるのですが。

○議長（浜口鶴蔵君） 関連いたしまして、観光商工課長から説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（斎藤 正君） 関連しまして、合併協で合併前に五つの町村で工場誘致委員会みたいなものがございました。調整方針で誘致委員会は名称を企業誘致委員会とし、委員構成に配慮し、設置をせよというようなことございましたものですから、それも参考にさせていただきました。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 今のは聞かぬことにします。市長、ここは島内企業を支援する、島内で新しい企業を立ち上げていく、それから例えば設備投資を今している、そういうものをやはり支援できるような体制を整えておきませんか、誘致企業だけに目が向き過ぎる点、そしてうちの人たちの後押しが少ない、これはやっぱりおもしろくないので、やはり地元の企業も当てはまるような方式を、もしこれが単に誘致企業だけ向いておるのであれば、内側の企業の支援体制というものもしっかり立てていただかないとバランスが崩れます。全く納税意欲がなくなる。そういう意味では、きちっと地場の企業を支援できる体制も同時に整えてください。そうしないと困ります。先ほどは課長は両にらみだと、市長は誘致企業をにらむのだというので、ちょっとばらついておりますから、その辺をきちっと整合性のあるようにして、もし市長が言う方針であるというのであれば、地元の企業をどう支援していくのかというのをきちっとどこかで見てもらう。そうしないとこれバランスが崩れますから、お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 市長、今の論議を聞いていますと、これは今の祝さんがおっしゃることあるいは竹内さんがおっしゃること、そういったことをすべて包括した、その組織を包括する委員を決めたいと、こういうことなのでしょう。だったらそういうスタンスで物を言わないと。あっちふらふら、こっちふらふらでは市長はどんな考え持っておるのだということ、皆さんが意図がわからぬのが余計わからなくなったような話になってしまうのです。だから、これは誘致条例にせいとか設置条例にせいとかということではないでしょう。そういったことを包括して総合的な組織を動かす委員を決める条例なのでしょう、これ。そこのところにちゃんとしたスタンスを置かないと、課長が言ってきたような組織についてはどうの、

何については以前こうだったから、どうのなんていう、そんなことではないのです。これ読んでいってみると、要するにそういった1から4までの幅広い組織の中で人選をしていただいて、その委員の方々がどういう活動をその規定の中でやるのかということを決めていただきたいという条例ではないですか。ですから、そこのところを、市長、さっきあなたそういったこともあるけれども、趣旨はということで言葉をそこで切りましたが、そういうことではないのですか。その確認させてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） お答えしますが、この件は誘致条例の設置をお願いするということです。

それから、今までご質問のあったことについては、組織については今後そういう形にするかどうか含めて腰を入れて企業誘致ができるようにしたいと、かつまたそれでは現在ある企業についての対応はどうするのだということですから、これはこの条例とは別にぜひきっちり今までの進出企業に対するケアはしていくような対応をとるということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 市長、言っている趣旨は理解しました。ただ、これは誘致条例なのだと、それで理解せいと、こういうのですが、それなら委員会条例なんて要らないのではないですか。委員会条例なんていう、そういう文言の……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○56番（大澤祐治郎君） 委員会条例でしょう。そうであるなら理解いたしました。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは、決定的におかしいところがあるのです。それは、まず設置の目的があいまいなことですが、これ「本市の企業誘致を積極的に推進するため、佐渡市企業誘致委員会を置く」と。これは五十歩、百歩譲ってではそうでしょうか、それでいいでしょうか、いいでしょうねと、こう言うけれども、次の職務のところいくとおかしくなってしまうのです。そうでしょう。委員会は市長の諮問に応じ、市長が何を諮問するかわからぬけれども、本市産業の総合的な発展を期するため具体的な方法ということになると、これは企業誘致とはかなり違って来るでしょう。本市産業の総合的な発展をという総合計画委員みたいな話になってしまうではないですか。そうではなくて、この職務は市長の諮問に応じ、本市にふさわしい企業誘致のために調査、審議をすると、こういうふうにならねば具体的にこめではないかと私は思うのです。目的もはっきりせぬし、やる仕事もはっきりせぬというのがこの条例です。

そこで、ごちゃごちゃやっておっても、これは質疑ですから、乾きませんので、これはまた委員会から存分にやってもらって、それにしてももう一回言うが、法令審査会は法律に間違いなければいいと昔から言っておるのだ。そうではないのだ。それは昔の話なのだ。法令審査会というのは、この条例の持つ意味とかそういうものをしっかり踏まえて、内容に至ってもいいか悪いかを審査するのが法令審査会なのです。これ以上言うとおれの方が頭おかしくなるから、やめておくが、今私の言った設置と、それからその次の職務というところに全然違和感があるのです。ここは、やっぱり早い機会に直した方がいいと思います。答弁要りません。それでも、おまえのは違うとなれば答弁やってください。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第129号の質疑を終結いたします。

議案第130号 佐渡市農業集落排水施設条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第130号の質疑を終結いたします。

議案第131号 佐渡市職員の寒冷地手当の支給に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第131号の質疑を終結いたします。

議案第132号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第132号の質疑を終結いたします。

議案第133号 相川町デイサービスセンター設置条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。
臼杵克身君。

○5番（臼杵克身君） 附則の中で9カ月以内において規則で廃止を定めるということですが、これは何か特殊な事情がおりるのですか。その辺の事情お聞かせいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

今議会で条例廃止が決定されて、その後JAさんの方で法人の正式な県との手続に入りまして、それに結果として約3カ月余りかかります。今の予定としましては、新法人が立ち上がる見込みの日が6月1日ということ想定して今準備を進めております。そんな関係で9カ月以内ということをお願いしております。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） そうしますと、今は社協の人たちかだれかやっていると思うのですが、今働いている人たちは、そうすると全員入れかわるというふうなことになるのかどうか1点と、もう一つは両津でいわゆるというのをやりまして、農協がやりたい、やりたいとやったら、できないと言って今度社協に返した経緯があるのですが、これは一回農協に売って、農協またできないと返してくるようなことについての防止的なことをきちっと契約上やっているのかどうか、その2点について。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

1点目の職員の身分であります。現在はJA佐渡の職員であります。法人化になりますと、新しい法人の方へ本人の意向を聞きながらスライドしていくというふう聞いております。

それから、2点目の両津のいわゆるのデイサービスについて、農協という関係なのですが、当時両津市

が押しつけてやったという経過がございますが、その後両津においても、それから相川の高千の施設においても現在は経営が安定してきておりますので、大丈夫だと私は自信を持って提案しております。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 課長のいわゆるは両津市が押しつけたという私は認識ではなくて、あの当時委員会で議論があって、委員会の多数というか、大きな意見は赤字も出るかわからぬし、社協でやる方が僻地の人たちにとっては安心するのではないかという中で、どうしてもJAがやりたいということで、お金をつけてやらせたという認識で私はおるのですが、私が聞きたいのは、自信を持ってやらすということではなくて、歯どめができていないかどうか。例えばそういうふうにしてやってみたけれども、できないので、また社協へ返したいということはどうもできないですよということの歯どめが何らかの形でできているかどうかということだけ聞きたいので、課長が自信を持って向こうにやらすということとはちょっと話が違うのです。きちんと文書か何かで歯どめができていないかどうか、その1点だけ聞かせてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） 今現在において文書でもっての歯どめ等はございませんが、新しく法人を立ち上げて新しい事業を展開するということは相当なことであります。そんな部分で今後JAさん、それから新法人と十分協議をし、そのようなことのないようにしていきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第133号の質疑を終結いたします。

議案第134号 相川町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第134号の質疑を終結いたします。

議案第135号 いこいの村テニスコートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第135号の質疑を終結いたします。

議案第136号 佐渡市赤泊集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第136号の質疑を終結いたします。

議案第137号 財産の譲与についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第137号の質疑を終結いたします。

議案第138号 財産の取得についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） ドイツ連邦共和国と来たから、ちょっと国際的になったけれども、この財産の取得については小木の多目的広場の用地ということで、これはわかります。ここで契約の相手方というところに末武透というのと宮西宏子という者がおりますね。そこで、今度地積を見ると境がなく7,554平米と、こうなっておるわけですね。それがずっと続いておるわけなのですが、末武透と宮西宏子というのは例えば山林とかこういう雑種地というのを共有しておるのか、この辺の関係はどうなのですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

小木支所長。

○小木支所長（菊地賢一君） お答えいたします。

2分の1の共有でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） もう一念のために聞いておきますが、これ山林、雑種地、畑とありますが、それぞれ随意契約ということでやられておるのは、それぞれの単価をどのように決めて、いつこれを随意契約で買い取らせていただくということが決められたのですか。まず、地目に対する単価及びどういう経過をもってこれが契約できたのか。宮西さんは、神奈川の川崎の方に住んでいて、相手は、もう一人はドイツにおると、こういうことになる。その辺どういうふうにして話を詰めたのか、その経過も含めながら単価等お聞かせ願いたい。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 小木支所長。

○小木支所長（菊地賢一君） お答えいたします。

9月の予算のときにもお願いをいたしましたけれども、その当時実際には佐渡市としましては宅地で評価をしております、単価は8,064円で契約をしております。

以上です。

○58番（加賀博昭君） 全部この単価なの。単価違うでしょう。みんな8,064円で買ったの。

○小木支所長（菊地賢一君） 宅地で買収させていただいております。宅地並みということで買収させていただいております。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君、3回目やってください。

○58番（加賀博昭君） ちょっと違うのではないのかと言われておるのだけれども。

○議長（浜口鶴蔵君） 3回目の質疑を許します。

○58番（加賀博昭君） 3回も4回も要らぬけれども、見た感じでは単価が同じというふうに見られぬけれども、そうではないの。同じなの、単価。同じといたって、そうすればこの表が間違いか。畑の場合は3,014平米で2,430万4,000円でしょう。ところが、上の方は倍以上の7,554平米で3,000万ちょこつとではないですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○58番（加賀博昭君） 二つ合わせるのだな。6,000万になる。おれの見落としだ。おれのところの横に書記がおるのだけれども、書記も間違えたのだな。了解しておきましょう。

○議長（浜口鶴蔵君） では、答弁は結構でございます。

議案第138号の質疑を終結いたします。

議案第139号 字の名称変更について（金井地区）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第139号の質疑を終結いたします。

議案第140号 字の名称変更について（羽茂地区）の質疑を許します。

肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） これ字の名称変更ということで、私も今もそう理解しておるのですが、実は先般いろいろこの関係の問題で行政から出された書類につけてあったはずの冠が抜けておった事例もございませう。そこでまず、これは住所だけにつければいいのですか、この後行政がつくる公文書においてもすべてのものに冠をつけるということになるのですか。金井さんの場合は、「北」が「金井」に変わるだけですから、これはいいのですが、羽茂さんの場合は羽茂という冠を全部つけたいということでございます。かつて260条を用いてやってきた地域で行政から出た書類に冠が抜けておった。結果としてその地域には冠のついた地名とつかない地名と二つ存在をすることになった感じがいたしますが、この辺は執行者はどういうふうを考えてこれをやりましたか。明確にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

齋藤企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えいたします。

260条は字の変更でありまして、住所、そして地番の変更に係る名称に係るものであります。そのほかに字の変更に伴いまして、法令上あるいは慣習等によりまして名称を変更する必要がある場合につきましては変更してまいりたいと、そのように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 変更する必要がある場合というのが非常にあいまいになりました。そういたしますと、具体的に聞かせてもらいますが、羽茂さんの例をとって、今度滝平の全部に羽茂滝平としたいということでございますが、これは住所のときだけ羽茂滝平にすればよろしいのか、そうでないときにはただ滝平で通用させるのかどうか。今滝平をとりましたが、ずっと大崎、飯岡、上山田、ずっとありますが、これに全部羽茂をつける場合とつけない場合と2通り存在をすることになるのかどうか。必要があるときにはというのは非常に不明瞭であって、つけない場合の方が、面倒だからという問題もあったのです。それはそうでしょう。これ二つ余計つけねばならぬから、面倒は面倒です。それをあえてやりたいというのだから、これは将来ともに全部つけていくのか、面倒だから、このときにはつけないでおいいていいということなのか、その辺の統一見解はどうなりますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 羽茂支所長。

○羽茂支所長（青木典茂君） お答えいたします。

正式には当然羽茂をつけることになります。

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 今の羽茂のことだけですが、佐渡島内でそういう事例があったので、これは本所の方から明確に答えていただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

先ほど法令あるいは必要上というようなお話をいたしました。これにつきましては、例えば国土交通省告示とか、あるいは道路法の規定によって変えなければいけないという場合については当然ながら変えなくてはならないというふうに考えておりました、そのようにお答えをいたしました。翻って考えてみますれば、地域の方々が、地元の方々が旧市町村名を使いたいという思いが強いということになれば、公共的な施設等につきましてもつけたい、つけるというその思いになっていくというふうに考えております。したがって、公共施設等の名称変更が出てくる際にはつけてくるだろうというふうに考えております。以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第140号の質疑を終結いたします。

議案第141号 新たに生じた土地の確認について（浦川地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第141号の質疑を終結いたします。

議案第142号 字の変更について（浦川地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第142号の質疑を終結いたします。

議案第143号 新たに生じた土地の確認について（歌見地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第143号の質疑を終結いたします。

議案第144号 字の変更について（歌見地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第144号の質疑を終結いたします。

議案第145号 字の変更について（新穂村西部地区）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第145号の質疑を終結いたします。

議案第146号 市道路線の認定について（羽二生地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第146号の質疑を終結いたします。

議案第147号 市道路線の認定について（住吉地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第147号の質疑を終結いたします。

議案第148号 市道路線の変更について（梅津・加茂歌代地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第148号の質疑を終結いたします。

議案第149号 佐渡市過疎地域自立促進計画の策定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第149号の質疑を終結いたします。

議案第150号 平成16年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） これは歳入歳出一緒ですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 歳入歳出一括でお願いいたします。

○40番（猪股文彦君） では、1点だけ聞きますが、52、53ページの農林水産事業費なのですが、この中でずっと三角なのです。地域農政推進対策費、水田農業確立対策の中のが全部三角なのですが、これは台風の関係なのか、もともとこの予算の見積もりが間違っていたのか。

もう一つは、畜産業費の中で、負担金補助及び交付金の中で南部地区家畜診療所負担金が960万も減っているのですが、特別な理由があったのだから。その2点について。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（斉藤 博君） お答えいたします。

すべてに三角がついているという話なのですが、これにつきましては各旧市町村で予算を組んでいただいた分を今回すべて見直しをしまして、支所分を落とさせていただいた分がこのような結果になっております。

南部家畜診療所につきましては、昨年度までは2名の職員がおりました。その2名分を市で負担しておりましたが、1名3月末で退職されまして、4月から必要なくなったということで、今回その分落とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 2点ほどお聞きしたいのですが、1点は61ページの観光費、「がんばろう新潟佐渡キャンペーン」事業補助金というのですが、この内容についてお聞かせいただきたいのと、災害復旧費の款ですが、それぞれの公共土木、農林水産施設、それから漁港もございまして、今回予算化した件数をお聞きしたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

観光商工課長。

○観光商工課長（斎藤 正君） お答えいたします。

「がんばろう新潟佐渡キャンペーン」事業補助金ということで7,000万上げさせていただいております。これにつきましては台風、それから中越地震等によりまして非常に観光を中心に大きな被害をこうむっております。これの挽回ということで、いろんなエージェントとの協力をして佐渡誘客を図ったり、それから新潟県の観光振興課と、全県レベルのキャンペーン等がこれから予想されますので、そういうところと一緒にして宣伝活動をしたり、それからまだ具体的にはなっていないのですが、例えば佐渡汽船の中で歓迎の横断幕を張ったりとか、それから新幹線のERLというのですか、ニュースの後のテロップとか、それからE電区間、山手線の方で電車の中にテレビがございます。そういうものとか、それから電車のところにポディーペインティングをするような、そういう宣伝なんかもあるのだそうで、これから実行委員会を立ち上げまして、それから3月、4月、5月ごろの行事の予定を入れたパンフレット類もつくりたいなということで、まだまだ全部固まってはおりませんが、観光関連の方たちと一緒に考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

〔「実行委員会……」と呼ぶ者あり〕

○観光商工課長（斎藤 正君） はい、そういうことで。私どもの直接ののでありますと、消耗品が幾ら、役務費が幾らというふうなことで先に固まってしまうとなかなか動きにくいものですから、こういう形をとらせていただきました。走りながら考えていかなければならないと思いますので、申しわけございません。

○議長（浜口鶴蔵君） 災害復旧について、建設課長。

○建設課長（佐藤一富君） お答えいたします。

災害復旧費の土木施設災害復旧費でございますが、工事請負費、16年災公共土木災害復旧工事でございますが、道路2件でございます。相川支所管内でございます。

それから、都市災害復旧費、工事請負費、屋外体育施設災害復旧、これ相川支所ということで1件でございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 農林水産課長。

○農林水産課長（齊藤 博君） お答えいたします。

被害報告を受けまして申請をするわけなのですが、そのときに9月補正で予算を上げさせていただきました。それで、足りない分について今回上げさせていただいたのですが、その時点で一、二件今回の申請の中で落ちている件数がありますので、四十数件あるのはわかったのですが、一、二件落ちておるのちょっと把握していないものですから、後で報告させていただきます。

林業災害の方につきましても、申請段階では5件ございましたが、査定で通った件数は3件でございます。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉君。

○17番（小杉邦男君） 何点かちょっと教えていただきたいと思います。

歳出の方ですが、まず25ページ、18目の情報化推進費の関係ですが、委託料の補正増額5,500万、情報通信システム構築事業委託料、高額な補正であります。これはどのようなことであったのか。今の時点でこういう補正がどうして必要なのか。過去の経過もあるのだとも思っておりますが。

それから、その下の今度工事の請負費関係は2億円が減額になっておりますが、これは工事内容が変更になった結果こういう減額が必要になったのかどうか。このあたり教えていただきたい。

次の18節であります。備品購入費、これも高額な3,500万円ですが、この購入品目は何であるか教えていただきたい。

それから、37ページであります。保育所費、3目の保育所の関係で37ページの賃金のところでありますが、1,100万の減額になっております。特に保育士の賃金減であります。1,100万という金額ですが、これどういう理由により不用になったのか教えていただきたい。

それから、41ページであります。保健衛生総務費の関係です。13節委託料であります。う蝕予防委託料、恐らくこれは保育所も入りましょか、小中学校の虫歯予防の事業だというふうに承知をいたしておりますが、300万円の減額になっております。総体では幾らで金額を上げてこの300万円という高額な減額補正になったのか。

それと、あと1点はこの事業そのものについてちょっと見解を聞かせていただきたい。このう蝕予防事業そのものはフッ素を使うわけありますから、これに対する身体への影響等について賛否が両論あることは承知をしているところだと思います。身体にとって望ましくないという、そういう学説もあります。現に大学の先生でもそのことを強く警告をしておる、こういうことがあります。厚生労働省は推奨していることも承知をしておりますが、そういう点を考えると、直接児童生徒の健康にかかわる部分で、そのあたりはもう少し慎重に私はやるべきだと思います。そのあたりの佐渡市の見解を聞かせていただきたい、こう思うところであります。

あと1点ですが、教育の問題であります。78ページ、小学校費でありましょか、教育振興費のところですか、3目総合学習支援事業、これ1,000万円という金額であります。補正はある。中身の変更はありませんが、これは当初で聞くべきことだとわかりませんが、いろいろ聞くところによりますと、この事業は本当に機能しているかどうか、教育現場では疑問だという声も聞こえるのです。これはどういう事業で、どのような効果があるというふうに考えて採用してこの事業を実施しているのか、そこについてお聞かせ願いたい。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

企画情報課長。

○企画情報課長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

まず、25ページの委託料、工事請負費、備品購入費に係る内容ですが、これ課題が2点あります。工事請負費の方で2億円の減額をさせていただいておりますが、まず第1点であります。9月の定例会でイントラネットに係る事業費の中で、補助対象外の施設については今般見合わせるという方針を出して

ありました。その関係で工事請負費の方では補助対象外施設に係る工事費相当額といたしまして、1億1,000万の減額をしたいということがまず第1点であります。

それから、2点目はこの工事請負費の中に委託料と備品購入費に分類される部分が9,000万ほどございました。委託料に係る部分が5,500万、備品購入費に係る部分が3,500万あったわけでありまして。一括の中で対応するという点については、多少問題があるということで、それぞれ所定の科目の中に移しかえをさせていただいたというものであります。

委託料の5,500万の内容であります。9月定例会で説明をいたしましたが、行政情報システム等四つのソフトについての委託料でございますし、また備品購入費につきましては、スキャナーやプロジェクター、プリンター等の備品購入に係る部分であります。内容は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

37ページの保育所費の臨時賃金であります。公立31保育園で当初臨時の保育士、調理員含めて120名を想定しておりましたが、結果として112名で間に合ったということで、8名分の減であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えいたします。

う蝕予防委託料の300万円の減でございます。これにつきましては、当初予算では1,565人を対象に年4回実施ということで、6,260回分を見込んでおりましたが、過去の実施状況、今後の見込み等により2,000回分が不用と見込まれますので、300万円の減額をお願いするものでございます。

それから、フッ素のいろいろな問題につきましては、私も過去にいろいろ論議がなされたというようなことも伺っておりますし、それぞれいい面、悪い面もあろうかと思っております。しかしながら、マイナスよりプラスの方の効果が大きいという判断で実施させていただいております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 教育費について答弁を求めます。

学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（古田英明君） お答えします。

総合学習支援事業についてのお尋ねでございましたが、この総合学習支援事業につきましては、従来からの教科による学習だけでなく、大人になってから次代、未来を拓くにいがたのひとづくり支援事業とありますように、子供たちをたくましく育てることを目的として、体験学習であるとかそういったことに昨年度から教科として取り入れることになっております。それで、この中には県からの補助事業であります未来を拓くにいがたのひとづくり支援事業というようなものも一部入っております。そういった関係で、予算総額は変わらないのですが、細部の事業内容の変更に伴いまして予算額を調整させてもらっております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 小杉君。

○17番（小杉邦男君） 1点だけ、環境保健課長の答弁で例のう蝕予防の関係でありますが、功罪は半ばするとか、功の方が比率が高いだろうということで実施をしていますが、

これは現在は実施する対象児童生徒については希望ですね。今後については、功罪半ばする議論があるわけではありますが、引き続いて実施をする考えでありますか、どうですか。そのこと1点だけ。

○議長（浜口鶴蔵君） 環境保健課長。

○環境保健課長（仲川正昭君） お答えいたします。

本人の希望によりこのまま続けていく予定であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 鬼太鼓イン原宿が中越の地震のために中止になったと聞きました。こういうときこそ観光客の誘致も含めて、首都圏に20万人を集めるイベントを力強くやっていただきたいというふうに考えていましたが、非常に残念ですが、何がしか佐渡市から補助金が出ていたと思うのですが、その処理はどのようなふうになっていますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（斎藤 正君） 現在のところ実行委員会の方でまだ整理ができていないものですから、私どもの方に何とも連絡がありません。補助金の額は300万ということでございますが、現在のところはそういう状況でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 近藤和義君。

○48番（近藤和義君） 私の考えですが、広告代理店に1億円も払って20人か40人しか誘客できない、そういう事業を組むよりも、400人、500人が佐渡から出て行って、20万人、30万人の中で力強く佐渡を売り込んでくるというイベントは大変重要だと思うのです。これ今の答弁ですと、3月に補正で出てくるのかわかりませんが、年度をまたぐというわけにはいかないような気がしますので、一たん返還されて、また来年はより多くを予算づけできるようにお願いもしたいし、質問は3月に補正で戻ってくるのかどうか伺います。

○議長（浜口鶴蔵君） 観光商工課長。

○観光商工課長（斎藤 正君） お答えいたします。

協賛金とのいろいろ関係もございまして、また推移を見て3月に補正させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 4点ほどお聞きします。

31ページの敬老祝金が300万減になっています。これは祝金を中止にしたのか、報償対象の敬老の方が減ったのか、その辺をお聞きしたい。

それから、その下に両津地区のシルバー人材センターの補助金が375万増になっていますけれども、これは需要といいますか、ハローワークが忙しくなった結果何かに要ることになったと思うのですが、その辺の利用状況等も含めてお聞きしたい。

それから、45ページ、一番下の病院費ですけれども、羽茂病院の負担金が減、2,600万、それからその下の病院会計の補助金が5,000万ほど増になっていますけれども、これは羽茂病院の経営状態がよくなったからでありながら、どこかの病院の経営が悪くなったのか、その辺のところを少し詳しくお聞きしたい。

です。

あと、87ページのトライアスロン大会で950万お金が余りましたのですけれども、今回は合併記念大会ということで、事務局も平年以上にお金が欲しかったという声も聞いていたのですけれども、ここで余ってきているということで、どのような状況で余ったのか答弁をお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

熊谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（熊谷英男君） お答えいたします。

31ページの敬老祝金の減額300万であります。これ大変恥ずかしい話であるのですが、33ページの一
番上の敬老年金扶助費というのがございます。このようにダブってカウントしてきた旧町村がありまして、
申しわけありません。こちらの方今回減額させていただいております。

なお、参考までに16年度1,425名の方が対象者となり、1,460万5,000円支出しております。

次に、下の老人福祉の負担金の関係で、両津地区のシルバー人材センターであります。両津の温泉の
部分につきまして、市からシルバー人材センターに委託をしております。一つは利用者の減少、それから
ことしから入湯税の関係等がございまして、赤字補てんということであります。よろしくお願ひいたしま
す。

○議長（浜口鶴蔵君） 木村医療課長。

○医療課長（木村和彦君） お答えいたします。

44ページから45ページにかけてですが、医療推進費の病院費、19節、24節についてご説明いたします。
まず、羽茂病院運営費欠損負担金減2,600万ということでございますが、これにつきましては合併前の南
部旧3町村の覚書がございまして、それを佐渡市が引き継いだものということでございます。その内容に
つきましては、羽茂病院の前年度の決算に基づきまして、病院の経常収支に欠損が生じた場合に4,000万
円を限度として負担をするものということになっております。15年度の決算につきましては、純利益が
238万9,000円ということになりましたので、16年度の当初予算に計上しておりました2,600万を全額減額
補正するという内容であります。

次に、病院事業会計への補助金の増並びに出資金の増であります。これにつきましては両津病院、相
川病院、すこやか両津に対しまして補助及び出資をするものでありまして、元利金の償還分に相当する3
分の1相当額を12月補正で計上してあります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） トライアスロン大会について、生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（松田芳正君） お答えします。

トライアスロン大会の負担金の減ということでございますが、当初では大会の負担金として2,640万を
計上してあったわけですが、そのうちの950万ほどふるさと振興基金として観光商工課の方で計上されて
おりまして、この分を今回減額するというものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で議案第150号の質疑を終結いたします。

議案第151号 平成16年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第151号の質疑を終結いたします。

議案第152号 平成16年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第152号の質疑を終結いたします。

議案第153号 平成16年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第153号の質疑を終結いたします。

次に、議案第154号 平成16年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第154号の質疑を終結いたします。

議案第155号 平成16年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第155号の質疑を終結いたします。

議案第156号 平成16年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第156号の質疑を終結いたします。

議案第157号 平成16年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第157号の質疑を終結いたします。

議案第158号 平成16年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第158号の質疑を終結いたします。

次に、議案第159号から議案第173号までは旧市町村等の決算認定の議案となりますが、このうち一般会計については歳入歳出ごとに、特別会計及び一部事務組合については歳入歳出一括で質疑を行います。

議案第159号について、平成15年度両津市一般会計歳入歳出決算の歳入に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

歳出に関する質疑を終結いたします。

次に、平成15年度両津市土地取得特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度両津市土地取得特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度両津市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度両津市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度両津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度両津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度両津市介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度両津市介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度両津市老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度両津市老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度両津市下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度両津市下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

議案第160号について、平成15年度相川町一般会計歳入歳出決算の歳入に関する質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） ちょっとお聞きいたしますけれども、こんなにたくさんありますので、佐渡市監査委員会から出したこれに基づいてちょっとお聞かせ願いますが、6ページにいろいろなことが出ておりますけれども、不納欠損額を控除したのが1億3,600万になっておりますが、この中で固定資産税が相川町にしては滞納税分が多いと思うのですが、この内容について、どういうことなのかお教え願いたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

相川支所長。

○相川支所長（大平三夫君） お答えいたします。

まことに申しわけございませんが、内容についてちょっと把握しておりませんので、特別委員会でもって詳しく説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 特別委員会ではないよ。ここで説明しなければ。だから、ここで説明できなければ後で資料をもって説明するというのいいけれども、私が質疑をしているのに、私に答えないで特別委員会ですら、これ議長どういうふうにして処理するのだから。それはだめだと思っただけけれども。だから、今資料を持っていなかったら後で教えてもらうのいいけれども、私が質問したのに答えないで特別委員会ですらという、それはちょっとおかしいのではないですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁をしっかりとってください。

相川支所長。

○相川支所長（大平三夫君） まことに申しわけありません。さきの発言を撤回させていただきまして、後で資料をもって説明させていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

歳出に関する質疑を終結いたします。

次に、平成15年度相川町簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度相川町簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度相川町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度相川町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度相川町公共下水道特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度相川町公共下水道特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度相川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度相川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度相川町老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度相川町老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度相川町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度相川町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

議案第161号について、平成15年度佐和田町一般会計歳入歳出決算の歳入に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 歳出に関する質疑を終結いたします。

平成15年度佐和田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐和田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐和田町簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐和田町簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐和田町老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐和田町老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐和田町下水道特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐和田町下水道特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐和田町五十里財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐和田町五十里財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐和田町二宮財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐和田町二宮財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐和田町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐和田町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

議案第162号について、平成15年度金井町一般会計歳入歳出決算の歳入に関する質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 監査委員に聞きますけれども、金井町の4ページ、5ページで、普通ですと不納欠損額が出ていたのですが、これは出ていないのですが、こういうたくさんあるところでは私見ていないのですけれども、これはどのようになっていますか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

監査委員。

○代表監査委員（清水一次君） 旧市町村の関係につきましてですが、書式と報告書の問題がございまして、それぞれの市町村の従来の方法で今回はつくらせていただきましたので、そのあたりちょっと確認しておりません。申しわけございません。

○議長（浜口鶴蔵君） 清水市民課長。

○市民課長（清水紀治君） ただいま資料を持ち合わせていませんので、後でまた提出させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

歳出に関する質疑を終結いたします。

次に、平成15年度金井町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度金井町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度金井町老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度金井町老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度金井町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度金井町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

平成15年度金井町下水道特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度金井町下水道特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

議案第163号について、平成15年度新穂村一般会計歳入歳出決算の歳入に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 決算、町村単位の一括質疑をお願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 議事進行については理解をいたしますけれども、一応この本会議での提案された部分については個々にご案内申し上げるということになっております。これに準じて各市町村別にお諮りを申し上げておる次第であります。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 歳出に関する質疑を終結いたします。

次に、平成15年度新穂村下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度新穂村下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度新穂村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度新穂村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度新穂村老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度新穂村老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度新穂村介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度新穂村介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

議案第164号について、平成15年度畑野町一般会計歳入歳出決算の歳入に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

歳出に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 歳出に関する質疑を終結します。

平成15年度畑野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度畑野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

平成15年度畑野町老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度畑野町老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

平成15年度畑野町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度畑野町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

平成15年度畑野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度畑野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

平成15年度畑野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度畑野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

平成15年度畑野町新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度畑野町新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を終結します。

平成15年度畑野町松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度畑野町松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

議案第165号について、平成15年度真野町一般会計歳入歳出決算の歳入に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

歳出に関する質疑を終結いたします。

次に、平成15年度真野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度真野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

平成15年度真野町老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度真野町老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度真野町真野財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度真野町真野財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度真野町下水道特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度真野町下水道特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

平成15年度真野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度真野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度真野町簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度真野町簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

平成15年度真野町健康保養センター特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度真野町健康保養センター特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度真野町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度真野町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

議案第166号について、平成15年度小木町一般会計歳入歳出決算の歳入に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 歳出に関する質疑を終結いたします。

平成15年度小木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度小木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度小木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度小木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

平成15年度小木町老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度小木町老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度小木町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度小木町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度小木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度小木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度小木町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度小木町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

議案第167号について、平成15年度羽茂町一般会計歳入歳出決算の歳入に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 歳出に関する質疑を終結いたします。

次に、平成15年度羽茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度羽茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度羽茂町老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度羽茂町老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度羽茂町簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度羽茂町簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度羽茂町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度羽茂町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度羽茂町下水道特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度羽茂町下水道特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

議案第168号について、平成15年度赤泊村一般会計歳入歳出決算の歳入に関する質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 議長もずっと同じこと言って大変だろうと思うので。まとめて言いますが、3ページ見てください。質問というよりも不納欠損金、一般会計も特別会計もゼロ、ゼロで来ています。それに比べて、さっき議事進行がかかったので、質問できなかったのですけれども、新穂の固定資産税、4分の1強を不納欠損扱いにしている。それから、不納欠損の金額が出ていないところもある。これ通して各市町村の不納欠損金を一覧表にして出して、そして主な内容を書いて提出をしてください。一々やると大変だろうと思ってまとめて申し上げますが、そのように要望しておきます。それとも、監査委員の方から私の質問に何か逆に疑問な点があったら言ってください。なかったらそのようにやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（浜口鶴蔵君） 代表監査委員、答弁いたしますか。

代表監査委員。

○代表監査委員（清水一次君） お答えします。

資料の提出につきましては、市長の方から提出させていただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 歳出に関する質疑を終結いたします。

次に、平成15年度赤泊村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度赤泊村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度赤泊村簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度赤泊村簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度赤泊村老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度赤泊村老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

平成15年度赤泊村下水道特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度赤泊村下水道特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度赤泊村介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度赤泊村介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

議案第169号について、平成15年度佐渡広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐渡広域市町村圏組合ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡広域市町村圏組合ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐渡広域市町村圏組合待鶴荘ときわ荘特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡広域市町村圏組合待鶴荘ときわ荘特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。
次に、平成15年度佐渡広域市町村圏組合歌代の里特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡広域市町村圏組合歌代の里特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。
次に、平成15年度佐渡広域市町村圏組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡広域市町村圏組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。
議案第170号 平成15年度南佐渡クリーンセンター一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第170号の質疑を終結いたします。
議案第171号 平成15年度佐渡消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第171号の質疑を終結いたします。
議案第172号 平成15年度南佐渡消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第172号の質疑を終結いたします。
議案第173号について、平成15年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の歳入に関する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。
次に、歳出に関する質疑を許します。
白杵克身君。

○5番（白杵克身君） 財政課長にちょっとお伺いしたいのですが、112ページの基金ですが、不用額が3,928万余り出ておりますが、本来ですと歳入があれば積み立てるものと思うのですが、これはどういう事情でこの不用額が積み立てができなかったということになったのでしょうか。その辺の事情。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

財政課長。

○財政課長（浅井賀康君） お答えいたします。

佐渡市の平成15年度の予算につきましては、旧市町村の打ち切り決算によって継承してあるものでございまして、その段階で旧市町村単位で予定していたものが積み立てられなかったということで、不用額として残ったものであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

歳出に関する質疑を終結いたします。

平成15年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐渡市老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡市老人保健特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐渡市土地取得特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡市土地取得特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐渡市宅地造成特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡市宅地造成特別会計の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐渡市歌代の里特別会計の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

次に、平成15年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

平成15年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時16分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案の委員会付託

○議長（浜口鶴蔵君） ただいま議題となっております議案第123号から議案第173号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

次に、本定例会における請願、陳情は、お手元に配付してあります資料のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 3時17分 散会

